



事務連絡

平成27年2月13日

各有床診療所
各病院
各有床助産所 } 御中

栃木県保健福祉部医療政策課

平成26年度国補正予算における有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業の
事業計画書の提出について

本県の医療行政の推進につきましては、日頃から特段の御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、平成26年度国補正予算が成立し、厚生労働省から有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業に係る実施要綱及び交付要綱等が示されたところです。

つきましては、本事業の活用を希望される場合は、下記事項に留意の上、平成27年3月13日（金）まで（必着）に当課宛て事業計画書等を提出願います。

なお、本事業に係る県補正予算については、今後、県議会での審議を経て成立する予定であることから、予算成立後に、県交付要領を別途通知しますので、御了承願います。

記

1 添付資料

- (1) 事業計画書（様式2）及び記載例
- (2) 平成27年2月4日医政発0204第2号厚生労働省医政局長通知「有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業実施要綱の一部改正について」【実施要綱関係】
- (3) 平成27年2月9日厚生労働省発医政0209第5号厚生労働事務次官通知「医療施設等施設整備費の国庫補助について」【交付要綱関係】
- (4) 有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業のQ&A集【昨年度配布したもの】
- (5) 消防法施行令の一部を改正する政令等の公布について【参考送付】
- (6) 消防本部連絡先一覧

2 本事業の概要

- (1) 対象施設：診療所、病院、助産所のうち病床又は入所施設を有している棟
- (2) 事業内容：①スプリンクラー（パッケージ型自動消火設備を含む）整備（新設のみ）
基準額：17.5千円/m²×対象面積
②自動火災報知設備整備（新設のみ）
基準額：1施設あたり1,030千円
③火災通報装置整備（新設のみ）
基準額：1施設あたり310千円

- (3) 交付対象：平成26年10月に交付された消防法施行令の一部を改正する政令(平成26年政令第333号)等により新たに上記2(2)に掲げる整備を実施する義務の生じた施設、若しくは設置する義務は生じていないが、防災対策のために自主的に整備を実施する施設

3 提出資料

- (1) 事業計画書(様式2)
(2) 参考資料(整備図面・見積書等)

- ※ 対象面積及び事業費の算出根拠の分かるものを必ず添付すること。
※ 補助区分ごとに整備図面及び見積書をそれぞれ分けて作成すること。

4 提出先

栃木県保健福祉部医療政策課医療体制整備担当

5 提出期限

平成27年3月13日(金)【必着】

- ※ 国への提出期限の関係で、期限後の提出は受け付けられない場合がありますので御承知おきください。
※ 期限までに提出が困難な場合は、事前に必ず担当まで御相談ください。

6 留意事項

- (1) 事業計画策定等に当たっては、関係法令、実施要綱及び交付要綱を遵守願います。
(2) 本事業は、平成27年4月以降に国が行う「内示」後に工事着工し、平成27年度末までに完了するものが対象となります。
(3) 県予算額を超える要望があった場合は、予算額の範囲内となるよう要望額の調整をさせていただく場合がありますので御承知おきください。
(4) また、都道府県から国予算額を超える要望があった場合は、国が予算額の範囲内で事業を採択し、内示を行う旨記載がありますので、御承知おきください(Q&A集 番号7・32参照)。
(5) 事業計画書様式の電子データ及び今後の国からの追加資料等については、とちぎ医療情報ネットの「お知らせ欄」に掲載しますので、適宜御活用願います。
※とちぎ医療情報ネット：<http://www.qg.pref.tochigi.lg.jp/>
(6) 今般のスプリンクラー設備の設置基準等の見直しに関する照会については、別添の管轄消防本部が窓口となります(補助金に関する照会を除く)。

栃木県保健福祉部医療政策課

医療体制整備担当：増田

〒320-8501 宇都宮市埴田1-1-20

TEL:028-623-3157 FAX:028-623-3056

E-mail:masuday02@pref.tochigi.lg.jp



事務連絡

平成27年2月13日

各消防本部予防課 御中

栃木県保健福祉部医療政策課

平成26年度国補正予算における有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業について

本県の医療行政の推進につきましては、日頃から特段の御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、平成26年度国補正予算が成立し、厚生労働省から有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業に係る実施要綱及び交付要綱等が示されたことから、別添（写）のとおり各有床診療所、各病院及び各有床助産所宛てに通知しましたのでお知らせします。

各消防本部におかれましては、医療機関等から今般のスプリンクラー設備の設置基準等の見直しに関する照会があった際には、御協力くださいますようお願い申し上げます。

栃木県保健福祉部医療政策課

医療体制整備担当：増田

〒320-8501 宇都宮市塙田1-1-20

TEL:028-623-3157 FAX:028-623-3056

E-mail:masuday02@pref.tochigi.lg.jp

スプリンクラー等施設整備事業計画書

計画年度	27年度
------	------

施設の種別(○をつける)		所在地	
有床診療所	病院	有床歯科診療所	助産所(入所施設を有する)
施設名	団体名(開設者)		

1. 整備事業計画概要

整備事業期間	スプリンクラー等施設整備事業期間					
	着工	平成	年	月	日	竣工

2. スプリンクラー施設の整備

※複数棟申請がある場合には棟名ごとに記載(行が不足する場合には適宜行を追加すること)

施設名 (棟名)	整備する スプリンクラー 等の種別	スプリンクラー 整備面積 (※小敷面積15㎡未満は五入)	対象経費の 実支出(予定) 額	病床数 (助産所にあつ ては入所施設 のベッド数)	延べ床面積 (施設(棟)全 体)	収容人員	主な診療科	一日平均入院 患者数 (直近の報告)	夜間の職員 実配置人数	棟の建築構造	内装の仕上げ	消火訓練及び 避難訓練の実 施回数	避難誘導灯及 び避難誘導標 識の有無	消火器の有無	自動火災報知 設備の有無
A	1: 通常のスプリンクラー 2: 水道連結型スプリンクラー 3: パンケージ型自動 消火設備	㎡	円	人	㎡	人	〇〇科	人/日	人	1: 耐火構造 2: 準耐火構造 3: 非耐火構造	1: 不燃 2: 準不燃 3: 難燃 4: その他	回/年	1: 有 2: 無	1: 有 2: 無	1: 有 2: 無
B															
C															

<補助申請額> ※上記フルアラベットの施設名(棟名)の申請額を各々記載すること(行が不足する場合には適宜追加すること)

スプリンクラー設置実支出(予定)額 (A)	対象整備面積 (B) (※小敷面積15㎡未満は五入)	基準単価 (C)	補助基準額 (D) = (B) × (C)	補助申請額 (A)・(D)少ない方の額 ※千円未満端数切り捨て
A 0 円	0 ㎡	17,500円/㎡	0 円	0 円
B 0 円	0 ㎡	17,500円/㎡	0 円	0 円
C 0 円	0 ㎡	17,500円/㎡	0 円	0 円

3. 自動火災報知設備及び火災通報装置の整備

※複数棟所有の施設に関しては、病床数の最も多い棟を代表として下記事項を記載すること

補助区分	病床数 (助産所にあつ ては入所施設 のベッド数)	収容人員	延べ床面積 (施設(棟)全体)	主な診療科	一日平均入院 患者数 (直近の報告)	夜間の職員 実配置人数	棟の建築構造	内装の仕上げ	消火訓練及び 避難訓練の実 施回数	避難誘導灯及 び避難誘導標 識の有無	消火器の有無	自動火災報知 設備の有無
自動火災報知設備	床	人	㎡	〇〇科	人/日	人	1: 耐火構造 2: 準耐火構造 3: 非耐火構造	1: 不燃 2: 準不燃 3: 難燃 4: その他	回/年	1: 有 2: 無	1: 有 2: 無	1: 有 2: 無
火災通報装置												

<補助申請額>

対象経費の実支出(予定)額 (A)	基準額 (B)	補助申請額 (A)・(B)少ない方の額 ※千円未満端数切り捨て
自動火災報知設備	0 円	1,030,000 円
火災通報装置	0 円	310,000 円

(注) 対象面請が読み取れる整備図面・対象経費の実支出予定額の根拠となる見積り書(工事内訳書含む)をあわせて提出すること
また補助区分(スプリンクラー(棟ごと)・自動火災報知設備・火災通報装置)ごとに整備図面・見積書を分けて提出すること

[illegible]

	対象経費の支出(予定)額 (A)	基準額 (B)	補助申請額 (A)・(B)少ない方の額 ※千円未満は四捨五入して
自動火災報知設備	900,000 円	1,030,000 円	900,000 円
火災通報装置	0 円	310,000 円	0 円

(注) 対象面積が読み取れる整備図面・対象経路の要支出予定額の規模となる見直し事項(工区内訳書含む)をあわせて提出すること
また補助区分(スプリングラー(構ごと)・自動火災報知設備・火災通報装置)ごとに整備図面・見直しを分けて提出すること

1. 整備事業計画概要

2. スプリングラー施設の整備

※複数保甲謂かある場合、二は保名、二に記載(行か)不足する場合、二には適宜行を追加すること。

＜補助申請額＞ ※上記アフィリエイトの施設名(標名)の申請額を各々記載すること(行が不足する場合には適宜追加すること)

※療養院所有の施設に関しては、病床数の最も多い様を代表として下記事項を記載すること

＜補助申請額＞

	対象対象の要項(円)以 (A)	基準額 (B)	補助申請額 (A) - (B) 少額の場合 ※ 申請額が0円の場合
自動火災報知設備	0 円	1,030,000 円	0 円
火災通報装置	0 円	310,000 円	0 円

(注)対象面積が占め取れる整備図面・対象経費の実支出予定額の根拠となる見取り書(工事内訳書含む)をあわせて提出すること
また補助区分(スプリンクラー(標ごと)・自動火災報知設備・火災通報装置)ごとに整備図面・見積書を分けて提出すること

スプリングラ―等施設整備事業計画書

計画年度 27年度

施設の種別(○をつける)	
有床診療所	病院
施設名	有床診療科診療所
施設名	助産所(入所施設を有する)
〇〇病院	団体名(開設者)
	医療法人〇〇会
	所在地
	東京都千代田区333-3

1. 整備事業計画概要

整備事業期間	スプリングラ―等施設整備事業期間	
	施工	内示後即着手
		竣工
		竣工後約1ヶ月後

2. スプリングラ―施設の整備

※複数棟申請がある場合には棟名ごとに記載(行が不足する場合には適宜行を追加すること)

施設名 (棟名)	整備する スプリングラ― 等の種別	対象経費の 総額	病床数 (助産所において は入所施設の数)	延べ床面積 (施設(棟)全体)	収容人員	主な診療科	一日平均入院 患者数 (直近の報告)	夜間の職員 実配置人数	棟の建築構造	内装の仕上げ	消火訓練及び 避難訓練の実 施回数	避難誘導灯及 び避難誘導標 識の有無	消火器の有無	自動火災報知 設備の有無
A	1: 通常型スプリングラ― 2: 水道連結型スプリングラ― 3: バルージ型自動 消火設備	m ²	m ²	円	人	床	m ²	〇〇科	1: 耐火構造 2: 準耐火構造 3: 非耐火構造	1: 不燃 2: 準不燃 3: 難燃 4: その他	回/年	1: 有 2: 無	1: 有 2: 無	1: 有 2: 無
B														
C														

<補助申請額> ※上記A・B・Cの申請額を各々記載すること(行が不足する場合には適宜追加すること)

スプリングラ―設置費支出(予定)額	対象設備面積 (B)	基準単価 (C)	補助基準額 (D) = (B) × (C)	補助申請額 (A)・(D) 少ない方の額 ※千円未満端数切り捨て
A	0	円	0	0
B	0	円	0	0
C	0	円	0	0

3. 自動火災報知設備及び火災通報装置の整備

※複数棟所有の施設に関しては、病床数の最も多い棟を代表として下記事項を記載すること

補助区分	病床数 (助産所において は入所施設 のベッド数)	収容人員	延べ床面積 (施設(棟)全体)	主な診療科	一日平均入院 患者数 (直近の報告)	夜間の職員 実配置人数	棟の建築構造	内装の仕上げ	消火訓練及び 避難訓練の実 施回数	避難誘導灯及 び避難誘導標 識の有無	消火器の有無	自動火災報知 設備の有無
自動火災報知設備	20	30	280	内科	50	1	1: 耐火構造 2: 準耐火構造 3: 非耐火構造	1: 不燃 2: 準不燃 3: 難燃 4: その他	回/年	1: 有 2: 無	1: 有 2: 無	1: 有 2: 無
火災通報装置	※上記と同様											

<補助申請額>

	対象経費の支出額(A)	基準額 (B)	補助申請額 (A)・(B) 少ない方の額 ※千円未満端数切り捨て
自動火災報知設備	1,200,000 円	1,030,000 円	1,030,000 円
火災通報装置	250,000 円	310,000 円	250,000 円

(注) 対象面積が読み取れる整備図面・対象経費の実支出予定額の相違となる見積り書(工事内訳書含む)をあわせて提出すること
また補助区分(スプリングラ―(棟ごと)、自動火災報知設備・火災通報装置)ごとに整備図面・見積書を分けて提出すること

医政発0204第2号

平成27年2月4日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長

(公 印 省 略)

有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業実施要綱の一部改正について

床診療所等スプリンクラー等施設整備事業については、平成26年3月7日医政発第0307第3号本職通知「有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業の実施について」により実施したところであるが、今般、同通知の別添「有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業実施要綱」の一部を別紙新旧対照表のとおり改正し、平成27年2月3日から適用することとしたので通知する。

なお、貴管下関係者に対しては、貴職からこの旨通知願いたい。

有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業実施要綱 新旧対照表

新	通 知	現 行
別添	別添	別添
有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業実施要綱	有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業実施要綱	有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業実施要綱
1 目的 スプリンクラー等防火対策整備については、火災が発生した際、被害の甚大化を防ぐために必要不可欠なものであるが、設置義務がかかっていない施設においては、設置率が極めて低い。本事業は、スプリンクラー等が設置されていない有床診療所等に対し、スプリンクラー等を整備するための財政援助を行い、速やかに安全を確保することを目的とする。	1 目的 スプリンクラー等防火対策整備については、火災が発生した際、被害の甚大化を防ぐために必要不可欠なものであるが、設置義務がかかっていない施設においては、設置率が極めて低い。本事業は、スプリンクラー等が設置されていない有床診療所等に対し、スプリンクラー等を整備するための財政援助を行い、速やかに安全を確保することを目的とする。	1 目的 スプリンクラー等防火対策整備については、火災が発生した際、被害の甚大化を防ぐために必要不可欠なものであるが、設置義務がかかっていない施設においては、設置率が極めて低い。本事業は、スプリンクラー等が設置されていない有床診療所等に対し、スプリンクラー等を整備するための財政援助を行い、速やかに安全を確保することを目的とする。
2 事業の実施主体 (ア) 都道府県 (イ) 市町村等 (ウ) 医療法人 (エ) 社会福祉法人 (オ) その他厚生労働大臣が適当と認める者	2 事業の実施主体 (ア) 都道府県 (イ) 市町村等 (ウ) 医療法人 (エ) 社会福祉法人 (オ) その他厚生労働大臣が適当と認める者	2 事業の実施主体 (ア) 都道府県 (イ) 市町村等 (ウ) 医療法人 (エ) 社会福祉法人 (オ) その他厚生労働大臣が適当と認める者
3 補助対象施設 診療所、病院、助産所のうち病床又は入所施設を有している棟	3 補助対象施設 診療所、病院、助産所のうち病床又は入所施設を有している棟	3 補助対象施設 診療所、病院、助産所のうち病床又は入所施設を有している棟
4 事業内容 (1) スプリンクラー施設整備 (パッケージ型自動消火設備含む) (2) 自動火災報知設備整備 (3) 火災通報装置整備	4 事業内容 (1) スプリンクラー施設整備 (パッケージ型自動消火設備含む) (2) 自動火災報知設備整備 (3) 火災通報装置整備	4 事業内容 (1) スプリンクラー施設整備 (パッケージ型自動消火設備含む) (2) 自動火災報知設備整備 (3) 火災通報装置整備
5 交付対象 平成26年10月に交付された消防法施行令の一部を改正する政令(平成26年政令第333号)等により新たに4に掲げる整備を実施する義務の生じた施設、若しくは設置する義務が生じていないが、防災対策のために自主的に整備を実施する施設が、4に掲げる事業を行うものに対して交付するものとする。	5 交付対象 平成26年10月に交付された消防法施行令の一部を改正する政令(平成26年政令第333号)等により新たに4に掲げる整備を実施する義務の生じた施設、若しくは設置する義務が生じていないが、防災対策のために自主的に整備を実施する施設が、4に掲げる事業を行うものに対して交付するものとする。	5 交付対象 消防法施行令及び火災予防条例において、平成26年2月6日現在、該当の消防用設備等に対する設置義務のない施設が、4に掲げる事業を行うものに対して交付するものとする。

別添

有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業実施要綱

医政発 0307 第 3 号
平成 26 年 3 月 7 日
一部改正 医政発 0204 第 2 号
平成 27 年 2 月 4 日

1 目的

スプリンクラー等防火対策整備については、火災が発生した際、被害の甚大化を防ぐために必要不可欠なものであるが、設置義務がかかっていない施設においては、設置率が極めて低い。本事業は、スプリンクラー等が設置されていない有床診療所等に対し、スプリンクラー等を整備するための財政援助を行い、速やかに安全を確保することを目的とする。

2 事業の実施主体

(ア) 都道府県 (イ) 市町村等 (ウ) 医療法人 (エ) 社会福祉法人 (オ) その他厚生労働大臣が適当と認める者

3 補助対象施設

診療所、病院、助産所のうち病床又は入所施設を有している棟

4 事業内容

- (1) スプリンクラー施設整備 (パッケージ型自動消火設備含む)
- (2) 自動火災報知設備整備
- (3) 火災通報装置整備

5 交付対象

平成 26 年 10 月に交付された消防法施行令の一部を改正する政令 (平成 26 年政令第 333 号) 等により新たに 4 に掲げる整備を実施する義務の生じた施設、若しくは設置する義務は生じていないが、防災対策のために自主的に整備を実施する施設が、4 に掲げる事業を行うものに対して交付するものとする。

厚生労働省発医政0209第5号

平成27年2月9日

各都道府県知事 殿

厚生労働事務次官

(公 印 省 略)

医療施設等施設整備費の国庫補助について

標記の国庫補助金の交付については、昭和54年7月27日厚生省発医第137号厚生事務次官通知の別添「医療施設等施設整備費補助金交付要綱」(以下「交付要綱」という。)により行われているところであるが、今般、交付要綱の一部が別紙新旧対照表のとおり改正され、平成27年2月3日から適用することとされたので通知する。

各都道府県知事におかれては、本通知中、市町村等に対し国庫補助を行うこととされている部分について、貴管内市町村等に対する周知につき配慮願いたい。

医療施設等施設整備費補助金交付要綱新旧対照表

改正後	改正前
厚生省発医第137号 昭和54年7月27日 最終改正厚生労働省発医政0209第5号 平成27年2月9日 医療施設等施設整備費補助金交付要綱 1、2 (略) (交付の対象) 3 (略) (1) ～ (12) (略) (13) 院内感染対策施設整備事業 平成21年3月30日医政発第0330009号厚生労働省医政局長通知「院内感染対策事業の実施について」に基づき、医療法第7条の規定に基づき許可を受けた病院及び有床診療所、又は同法第8条の規定に基づき届出をした有床診療所の開設者（都道府県、市町村等、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会及び社会福祉法人北海道社会事業協会を除く。）が行う院内感染対策施設整備事業に対し、都道府県が補助する事業 4 (略)	厚生省発医第137号 昭和54年7月27日 最終改正厚生労働省発医政0409第1号 平成26年4月9日 医療施設等施設整備費補助金交付要綱 1、2 (略) (交付の対象) 3 (略) (1) ～ (12) (略) 4 (略)

改正後	改正前
(交付額の算定方法) 5 この補助金の交付額は、次の(1)から(7)により算出された額とする。 ただし、施設ごとに算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。 (1)～(3) (略) (4) 3 交付の対象事業のうち次に掲げる事業 (1)イ～(12)イ (略) <u>(13) 院内感染対策施設整備事業</u> ア～イ (略) (5)～(7) (略)	(交付額の算定方法) 5 この補助金の交付額は、次の(1)から(7)により算出された額とする。 ただし、施設ごとに算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。 (1)～(3) (略) (4) 3 交付の対象事業のうち次に掲げる事業 (1)イ～(12)イ (略) ア～イ (略) (5)～(7) (略)

改正後					改正前				
1 区分	2 基準額	3 対象経費	4 補助率	5 下限額	1 区分	2 基準額	3 対象経費	4 補助率	5 下限額
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
有床診療 所等スプ リンクラ ー等施設 整備 事業	当該施設の対 象面積に次に掲げる 基準単価を乗じた 額とする。 対象面積1㎡当 たり 基準単価 17.5千円	スプリングラ ー(パッケージ 型自動消火設備を含む)整備の ために必要な工事費又は工事 請負費	定額	—	有床診療 所等スプ リンクラ ー等施設 整備 事業	当該施設の対 象面積に次に掲げる 基準単価を乗じた 額とする。 対象面積1㎡当 たり 基準単価 17千円	スプリングラ ー(パッケージ 型自動消火設備を含む)整備の ために必要な工事費又は工事 請負費	定額	—
	自動火災報知設 備の新設する場合 1施設当たり 1,030千円	自動火災報知設備整備のため に必要な工事費又は工事請 負費				300㎡未満の施 設に自動火災報知 設備を整備する場 合 1か所当たり 1,000千円	自動火災報知設備整備のため に必要な工事費又は工事請 負費		
	火災通報装置を 新設する場合 1施設当たり 310千円	火災通報装置整備のため に必要な工事費又は工事請負費				500㎡未満の施 設に火災通報装置 を整備する場合 1か所当たり 300千円	火災通報装置整備のため に必要な工事費又は工事請負費		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
院内感染 対策施設 整備事業	1室当たり 10,948千円とし、 空調設備(空気清 浄度クラス1万以 上)を整備する場 合	医療機関の感染者のための 個室整備に必要な工事費又は 工事請負費	3分の1	—	(追加)	(追加)	(追加)	(追加)	(追加)

(注) (略)

改正後		改正前
合計は24,917千円を 加算する。		
(注) (略)		
6～7 (略)		6～7 (略)
(申請手続)		
8 この補助金の交付の申請は、次により行うものとする。 (1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合 ア 補助事業者は、第2号様式による申請書に関係書類を添えて、都道府県知事が定める日までに都道府県知事に提出するものとする。 イ 都道府県知事は、アの申請書を受理したときは、これを審査し、とりまとめ のうえ、別途定める期日までに厚生労働大臣に提出するものとする。 ただし、有床診療所等スプリングラー等施設整備事業及び院内感染対策施設整備事業については、平成27年2月23日までに厚生労働大臣に提出するものとする。		8 この補助金の交付の申請は、次により行うものとする。 (1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合 ア 補助事業者は、第2号様式による申請書に関係書類を添えて、都道府県知事が定める日までに都道府県知事に提出するものとする。 イ 都道府県知事は、アの申請書を受理したときは、これを審査し、とりまとめ のうえ、別途定める期日までに厚生労働大臣に提出するものとする。
(2) (1) 以外の場合 補助事業者は、第2号様式による申請書に関係書類を添えて、別途定める期日までに厚生労働大臣に提出するものとする。 ただし、有床診療所等スプリングラー等施設整備事業及び院内感染対策施設整備事業については、平成27年2月23日までに厚生労働大臣に提出するものとする。		(2) (1) 以外の場合 補助事業者は、第2号様式による申請書に関係書類を添えて、別途定める期日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

改正後	改正前
(変更申請手続) 9 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、8に定める申請手続に従い、毎年度1月20日までにを行うものとする。 <u>ただし、有床診療所等スプリングラシー等施設整備事業及び院内感染対策施設整備事業については、平成27年3月9日までにを行うものとする。</u> 10、11 (略) (遂行状況報告) 12 この補助金の事業遂行状況の報告については、次により行うものとする。 (1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合 ア 補助事業者は、第3号様式による毎年度12月末日現在の状況報告書に關係書類を添えて、都道府県知事が定める日までに都道府県知事に提出するものとする。 イ 都道府県知事は、アの報告書を受理したときは、これを取りまとめるうえ、翌月15日までに厚生労働大臣に提出するものとする。 <u>ただし、有床診療所等スプリングラシー等施設整備事業及び院内感染対策施設整備事業については、平成27年3月9日までに厚生労働大臣に提出するものとする。</u> (2) (1) 以外の場合 補助事業者は、第3号様式による毎年度12月末日現在の状況報告書に關係書類を添えて、翌月15日までに厚生労働大臣に提出するものとする。 <u>ただし、有床診療所等スプリングラシー等施設整備事業及び院内感染対策施設整備</u>	(変更申請手続) 9 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、8に定める申請手続に従い、毎年度1月20日までにを行うものとする。 10、11 (略) (遂行状況報告) 12 この補助金の事業遂行状況の報告については、次により行うものとする。 (1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合 ア 補助事業者は、第3号様式による毎年度12月末日現在の状況報告書に關係書類を添えて、都道府県知事が定める日までに都道府県知事に提出するものとする。 イ 都道府県知事は、アの報告書を受理したときは、これを取りまとめるうえ、翌月15日までに厚生労働大臣に提出するものとする。 (2) (1) 以外の場合 補助事業者は、第3号様式による毎年度12月末日現在の状況報告書に關係書類を添えて、翌月15日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

改正後	改正前
備事業については、平成27年3月9日までに厚生労働大臣に提出するものとす る 13～15 (略) 別 表 地域別1平方メートル当たり単価表 第1号様式～第8号様式 (略)	13～15 (略) 別 表 地域別1平方メートル当たり単価表 第1号様式～第8号様式 (略)

厚生省発医第137号
昭和54年7月27日
最終改正厚生労働省発医政0209第5号
平成27年2月9日

医療施設等施設整備費補助金交付要綱

(通 則)

- 1 医療施設等施設整備費補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年^{厚生省}労働省令第6号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

- 2 この補助金は、へき地医療の確保及び臨床研修医の研修環境の充実等を図ることを目的とする。

(交付の対象)

- 3 この補助金は、次に掲げる事業（都道府県又は市町村が民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第5条第1項に基づく実施方針を定めて実施する同法第2条第4項に定める選定事業について、同法第2条第5項に定める選定事業者が整備した施設を都道府県又は市町村が買収する事業を含む。）を交付の対象とする。

(1) へき地診療所施設整備事業

平成13年5月16日医政発第529号厚生労働省医政局長通知「へき地保健医療対策事業等について」（以下「へき地保健医療対策等実施要綱」という。）に基づいて実施する次の事業とする。

ア 都道府県が行うへき地診療所（国民健康保険直営診療所を含む。（以下同じ。））及びその医師住宅等の新築、買収、増改築（老朽度が著しいため、診療行為に支障を来しているものに限る。）及び改修（既存のへき地診療所の改修は除く。）に係る施設整備事業

イ 次に掲げる者が行うへき地診療所及びその医師住宅等の新築、買収、増改築（老朽度が著しいため、診療行為に支障を来しているものに限る。）及び改修（既存のへき地診療所の改修は除く。）に係る施設整備事業に対して都道府県が補助する事業

(ア)市町村等（地方独立行政法人、特別区及び地方公共団体の組合を含む。

以下同じ。）(イ)日本赤十字社 (ウ)社会福祉法人恩賜財団済生会

(エ)全国厚生農業協同組合連合会 (オ)社会福祉法人北海道社会事業協会

(カ)その他厚生労働大臣が適当と認める者

(2) 過疎地域等特定診療所施設整備事業

「へき地保健医療対策等実施要綱」に基づいて実施する次の事業とする。

ア 都道府県が行う過疎地域等特定診療所の施設整備事業

イ 市町村等が行う過疎地域等特定診療所の施設整備事業に対して都道府県が補助する事業

(3) へき地保健指導所施設整備事業

「へき地保健医療対策等実施要綱」に基づいて実施する次の事業とする。

ア 都道府県が行うへき地保健指導所の指導部門及びその保健師住宅の施設整備事業

イ 市町村等が行うへき地保健指導所の指導部門及びその保健師住宅の施設整備事業に対して都道府県が補助する事業

(4) 研修医のための研修施設整備事業

平成6年6月23日健政発第495号厚生省健康政策局長通知「研修医のための研修施設整備事業の実施について」に基づき、私立医科大学附属病院、私立歯科大学附属病院又は臨床研修病院の開設者（都道府県、市町村等、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会及び社会福祉法人北海道社会事業協会を除く。）が行う研修棟の施設整備事業

(5) 臨床研修病院施設整備事業

平成7年7月27日健政発第606号厚生省健康政策局長通知「臨床研修病院研修施設整備事業の実施について」に基づき、私立医科大学附属病院又は臨床研修病院の開設者（都道府県、市町村等、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会及び社会福祉法人北海道社会事業協会を除く。）が行う臨床研修病院の施設整備事業

(6) へき地医療拠点病院施設整備事業

「へき地保健医療対策等実施要綱」に基づいて実施する次の事業とする。

ア 都道府県が行うへき地医療拠点病院の施設整備事業

イ 都道府県知事の指定を受けた病院の開設者が行うへき地医療拠点病院の施設整備事業に対して都道府県が補助する事業

(7) 医師臨床研修病院研修医環境整備事業

平成14年2月8日医政発第0208010号厚生労働省医政局長通知「医師臨床研修病院研修医環境整備事業の実施について」に基づき、私立医科大学附属病院又は臨床研修病院の開設者（市町村等、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会及び社会福祉法人北海道社会事業協会を除く。）が行う医師臨床研修病院研修医環境整備事業に対し、都道府県が補助する事業

(8) 離島等患者宿泊施設施設整備事業

「へき地保健医療対策等実施要綱」に基づき実施する次の事業とする。

ア 都道府県が行う離島等患者宿泊施設施設整備事業

イ 次に掲げる者が行う離島等患者宿泊施設施設整備事業に対して都道府県が補助する事業

(ア)市町村等 (イ)日本赤十字社 (ウ)社会福祉法人恩賜財団済生会

(エ)全国厚生農業協同組合連合会 (オ)社会福祉法人北海道社会事業協会

(カ)その他厚生労働大臣が適当と認める者

(9) 産科医療機関施設整備事業

平成21年4月1日医政発第0401007号厚生労働省医政局長通知「産科医療確保事業の実施について」に基づき実施する次の事業とする。

ア 都道府県が行う産科医療機関施設整備事業

イ 次に掲げる者が行う産科医療機関施設整備事業に対して都道府県が補助する事業

(ア)市町村等 (イ)日本赤十字社 (ウ)社会福祉法人恩賜財団済生会

(エ)全国厚生農業協同組合連合会 (オ)社会福祉法人北海道社会事業協会

(カ)その他厚生労働大臣が適当と認める者

(10) 死亡時画像診断システム施設整備事業

平成22年3月31日医政発0331第17号厚生労働省医政局長通知「死亡時画像診断システム等整備事業の実施について」に基づき実施する次の事業とする。

ア 都道府県が行う死亡時画像診断システム施設整備事業

イ 次に掲げる者が行う死亡時画像診断システム施設整備事業に対し、都道府県が補助する事業

(ア)市町村等 (イ)その他厚生労働大臣が適当と認める者

(11) 有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業

平成26年3月7日医政発0307第3号厚生労働省医政局長通知「有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業の実施について」に基づき実施する次の事業とする。

ア 都道府県が行う有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業

イ 次に掲げる者が行う有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業に対し、都道府県が補助する事業

(ア)市町村等 (イ)医療法人 (ウ)社会福祉法人

(エ)その他厚生労働大臣が適当と認める者

(12) 南海トラフ地震に係る津波避難対策緊急事業

平成26年3月20日医政発0320第25号厚生労働省医政局長通知「南海トラフ地震に係る津波避難対策緊急事業実施要綱」に基づき実施する次の事業とする。

ア 都道府県が行う南海トラフ地震に係る津波避難対策緊急事業

イ 次に掲げる者が行う南海トラフ地震に係る津波避難対策緊急事業に対して都道府県が補助する事業

(ア)市町村等 (イ)日本赤十字社 (ウ)社会福祉法人恩賜財団済生会

(エ)全国厚生農業協同組合連合会 (オ)社会福祉法人北海道社会事業協会

(カ)その他厚生労働大臣が適当と認める者

(13) 院内感染対策施設整備事業

平成21年3月30日医政発第0330009号厚生労働省医政局長通知「院内感染対策事業の実施について」に基づき、医療法第7条の規定に基づき許可を受けた病院及び有床診療所、又は同法第8条の規定に基づき届出をした有床診療所の開設者（都道府県、市町村等、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会及び社会福祉法人北海道社会事業協会を除く。）が行う院内感染対策施設整備事業に対し、都道府県が補助する事業

(交付の対象外費用)

4 この補助金は、次に掲げる費用については、補助の対象外とする。

(1) 土地の取得又は整地に要する費用

(2) 門、柵、塀及び造園工事並びに通路敷設に要する費用

(3) 設計その他工事に伴う事務に要する費用

(4) 既存建物の買収（既存建物を買収することが建物を新築することよりも効率的であると認められる場合における当該建物の買収を除く。）に要する費用

(5) その他の整備費として適当と認められない費用

(交付額の算定方法)

5 この補助金の交付額は、次の(1)から(7)により算出された額とする。

ただし、施設ごとに算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

(1) 3 交付の対象事業のうち次に掲げる事業

(1) ア 都道府県が行うへき地診療所の施設整備事業

(2) ア 都道府県が行う過疎地域等特定診療所の施設整備事業

(3) ア 都道府県が行うへき地保健指導所の施設整備事業

(4) 研修医のための研修施設整備事業

(5) 臨床研修病院施設整備事業

- (6) ア 都道府県が行うへき地医療拠点病院の施設整備事業
- (8) ア 都道府県が行う離島等患者宿泊施設施設整備事業
- (9) ア 都道府県が行う産科医療機関施設整備事業
- (10) ア 都道府県が行う死亡時画像診断システム施設整備事業
- (12) ア 都道府県が行う南海トラフ地震に係る津波避難対策緊急事業
- ア 次の表の第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。
- イ アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第4欄に掲げる補助率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

(2) 3 交付の対象事業のうち次に掲げる事業

- (6) イ 都道府県が補助するへき地医療拠点病院の施設整備事業
- ア 次の表の第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。
- イ アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額と都道府県が補助した額とを比較して、もっとも少ない額に2分の1を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

(3) 3 交付の対象事業のうち次に掲げる事業

- (7) 医師臨床研修病院研修医環境整備事業
- (8) イ 都道府県が補助する離島等患者宿泊施設施設整備事業
- (9) イ 都道府県が補助する産科医療機関施設整備事業
- ア 次の表の第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。
- イ アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に3分の2を乗じて得た額と、都道府県が補助した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

(4) 3 交付の対象事業のうち次に掲げる事業

- (1) イ 都道府県が補助するへき地診療所の施設整備事業
- (3) イ 都道府県が補助するへき地保健指導所の施設整備事業
- (10) イ 都道府県が補助する死亡時画像診断システム施設整備事業
- (12) イ 都道府県が補助する南海トラフ地震に係る津波避難対策緊急事業
- (13) 院内感染対策施設整備事業
- ア 次の表の第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。
- イ アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第4欄に掲げる補助率を乗じて得た額と、都道

府県が補助した額とを比較して少ない方の額の合計額を交付額とする。

(5) 3 交付の対象事業のうち次に掲げる事業

(2) イ 都道府県が補助する過疎地域等特定診療所の施設整備事業

ア 次の表の第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に4分の3を乗じて得た額と、都道府県が補助した額とを比較して少ない方の額に3分の2を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

(6) 3 交付の対象事業のうち次に掲げる事業

(11) ア 都道府県が行う有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業

ア 次の表の第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額の合計額を交付額とする。

(7) 3 交付の対象事業のうち次に掲げる事業

(11) イ 都道府県が補助する有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業

ア 次の表の第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額と都道府県が補助した額とを比較してもっとも少ない額の合計額を交付額とする。

1 区分	2 基準額	3 対象経費	4 補助率	5 下限額
へき地診療所	次に掲げる基準面積に別表に定める単価を乗じた額の合計額とする。 基準面積 (1) 診療部門 ア 無床の場合 160㎡ イ 有床の場合 (ア) 5床以下 240㎡ (イ) 6床以上 760㎡ (2) 医師住宅 80㎡ (3) 看護師住宅 80㎡	へき地診療所として必要な次の各部門の新築、増改築（老朽度が著しいため、診療行為に支障を来しているものに限る。）及び改修（既存のへき地診療所の改修は除く。）に要する工事費又は工事請負費及び買収に要する経費 (1) 診療所 （診察室、処置室、薬剤室、エックス線室、暗室、待合室、看護師居室、玄関、廊下等） (2) 医師住宅 (3) 看護師住宅	2分の1	1か所につき 1,000千円
	ヘリポート1か所当たり 64,395千円	ヘリポート整備に必要な工事費又は工事請負費		—
過疎地域等特定診療所	次に掲げる基準面積に別表に定める単価を乗じた額の合計額とする。 基準面積 (1) 診療部門 160㎡ (2) 医師住宅 80㎡ (3) 看護師住宅 80㎡	過疎地域等特定診療所として必要な次の各部門の新築、増改築及び改修（既存の過疎地域等特定診療所の改修は除く。）に要する工事費又は工事請負費 (1) 診療所 （診察室、処置室、薬剤室、エックス線室、暗室、待合室、看護師居室、玄関、廊下等） (2) 医師又は歯科医師住宅 (3) 看護師住宅	2分の1	1か所につき 2,500千円 （ただし、改修の場合については、 1,000千円）
へき地保健指導所	次に掲げる基準面積に別表に定める単価を乗じた額とする。 基準面積 (1) 指導部門と住宅部門	へき地保健指導所として必要な次の各部門の新築に要する工事費又は工事請負費 (1) 指導部門 （問診室、診察室、事務室、	3分の1 （ただし 沖縄県に あつては 2分の1）	1か所につき 1,666千円 （ただし、沖縄県に あつては、 2,500千円）

	との併設の場合 120㎡ (2) 指導部門のみの場合 70㎡ (3) 住宅部門のみの場合 50㎡	面談指導室、図書室、計測室、検査室、集団指導室、待合室) (2) 住宅部門 (保健師住宅)		
研修医のための研修施設	次に掲げる基準面積に別表に定める単価を乗じた額とする。 基準面積 (1) 新築の場合 研修医数×30㎡ (ただし、1,000㎡を限度とする。) (2) 増改築の場合 新築の場合に準じて算出した面積 (ただし、既存面積と増改築面積との合計面積は、新築の場合に準じて算出した面積を超えることはできない。)	研修棟として必要な次の各部門の新築又は増改築に要する工事費又は工事請負費 講義室、討議室、図書・視聴覚部門（視聴覚室、図書閲覧室、コピーサービス室）、仮眠室、管理部門（管理室、更衣室、廊下、便所等）、倉庫等	2分の1	1㎡につき 1,000円
臨床研修病院	次に掲げる基準面積に別表に定める単価を乗じた額とする。 基準面積 500㎡	臨床研修医に対する研修環境の充実を図るため外来診療棟の拡充整備に係る新築、増改築に要する工事費又は工事請負費 ただし、研修課程に基づき臨床研修を実施している診療部門及び診療科とする。 (1) 外来診療部門 (内科、精神科、小児科、外科、整形外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科及び放射線科の診察室) (2) 救急診療部門 (診察室、処置室)	2分の1	1㎡につき 1,000円

		(3) 総合診療部門 (総合外来診察室) (4) 在宅医療部門 (在宅医療指導管理室) (5) 病歴管理室等		
へき地医療拠点病院	次に掲げる基準面積に別表に定める単価を乗じた額とする。 基準面積 (1) 診療部門 1,000㎡ (2) 医師住宅 1戸当たり 80㎡ (ただし2戸を限度とする。)	へき地医療拠点病院として必要な次の各部門の新築、増改築に要する工事費又は工事請負費 (1) 検査、放射線、手術部門 (検査室、照射室、操作室、手術室、回復室、準備室、浴室、廊下、便所、附属設備等) (2) 病棟 (病室、診察室、処置室、記録室、患者食堂、寝具倉庫、バルコニー、廊下、便所、暖冷房、附属設備等) (3) 医師住宅	2分の1	1床につき 2,500円
医師臨床研修病院研修医環境整備	次に掲げる基準面積に別表に定める単価を乗じた額とする。 基準面積 研修医数×20㎡	臨床研修医の研修環境、生活環境の充実を図るために必要な宿舍の新築、増改築及び改修に要する工事費又は工事請負費 (バルコニー、廊下、階段等共通部分を含む。)	3分の1	—
離島等患者宿泊施設施設整備事業	次に掲げる基準面積に247千円を乗じた額とする。 基準面積 室数×40㎡ (ただし、8室を上限とし、かつ、改修の場合は厚生労働大臣が必要と認めた額とする。)	離島等患者宿泊施設として必要な新築、増改築及び改修に要する工事費又は工事請負費	3分の1	—

産科医療 機関施設 整備事業	次に掲げる基準面積に 別表に定める単価を乗じ た額とする。 基準面積 (1) 診療部門 30㎡ (2) 宿泊施設 室数×40㎡ (ただし2室を限度と する。)	産科医療機関として必要な 次の各部門の新築、増改築及 び改修に要する工事費又は工 事請負費 (1) 診療部門 (分娩室、病室等) (2) 宿泊施設	3分の1	1床につき 666千円
死亡時画 像診断シ ステム施 設整備	次に掲げる基準面積に 別表に定める単価を乗じ た額とする。 基準面積 60㎡	死亡時画像診断の実施に必 要な施設の新築、増改築及び 改修に要する工事費又は工事 請負費	2分の1	—
有床診療 所等スプ リंकラー 等施設 整備事業	当該施設の対象面積に 次に掲げる基準単価を乗 じた額とする。 対象面積1㎡当たり 基準単価 17.5千円	スプリンクラー（パッケー ジ型自動消火設備を含む）整 備のために必要な工事費又は 工事請負費	定額	—
	自動火災報知設備を新 設する場合 1施設当たり 1,030千円	自動火災報知設備整備のた めに必要な工事費又は工事請 負費		
	火災通報装置を新設す る場合 1施設当たり 310千円	火災通報装置整備のために 必要な工事費又は工事請負費		
南海トラ フ地震に 係る津波 避難対策 緊急事業	へき地医療拠点病院 229,200千円	へき地医療拠点病院の新築 に要する工事費又は工事請負 費及び既存建物の除去費	2分の1	—
	へき地診療所 13,139千円	へき地診療所の新築に要す る工事費又は工事請負費及び 既存建物の除去費		
院内感染 対策施設 整備事業	1室当たり10,948千円 とし、空調設備(空気清浄 度クラス1万以上)を整備	医療機関の感染者のための 個室整備に必要な工事費又は 工事請負費	3分の1	—

	する場合は24,917千円を 加算する。			
--	--	--	--	--

(注) 1 過去に同一事業について補助を受け、現に使用しているときは、基準面積（基準面積が定められていないときは基準額とする。以下この項において同じ。）から当該補助の際の基準面積を差し引いた面積を基準面積とする。

2 建築面積が基準面積を下回るときは、当該建築面積を基準面積とする。

(交付決定の下限)

- 6 3の事業について、5により施設ごとに算出された額が、5の表の第5欄に定める下限額に満たない場合には、交付決定を行わないものとする。

(交付の条件)

- 7 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

(1) 事業の内容のうち、次のものを変更する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

ア 建物の設置場所（ただし、設置予定敷地内における設置場所の変更で機能を著しく変更しない軽微な変更を除く。）

イ 建物の規模、構造又は用途（ただし、機能を著しく変更しない軽微な変更を除く。）

(2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

(3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに厚生労働大臣に報告してその指示を受けなければならない。

(4) 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、厚生労働大臣の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊してはならない。

(5) 厚生労働大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

(6) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

(7) 補助金と事業に係る証拠書類等の管理については、次によるものとする。

ア 補助事業者が地方公共団体の場合

補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした第1号様式による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

イ 補助事業者が地方公共団体以外の場合

事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、調書及び証拠書類を事業の完了の日（事業

の中止又は廃止の承認承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

(8) 国庫補助申請予定額(複数の補助事業の申請を予定している場合には、その合計額)が1億円以上の施設整備を行う場合には、原則として5社以上の競争入札を行わなければならない。

(9) 補助事業を行うために請負契約を締結する場合は、一括下請負の承諾をしてはならない。

(10) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、第6号様式により速やかに厚生労働大臣に報告しなければならない。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部(又は一支社、一支所等)であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部(又は本社、本所等)で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、厚生労働大臣に報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

(11) 都道府県は、国から概算払により間接補助金に係る補助金の交付を受けた場合には、当該概算払を受けた補助金に相当する額を遅滞なく間接補助事業者に交付しなければならない。

(12) 都道府県は、間接補助金を間接補助事業者に交付する場合には、(1)から(10)に掲げる条件(この場合において、(1)から(3)、(5)及び(10)中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と、「国庫」とあるのは「都道府県」と、(4)中「厚生労働大臣の承認」とあるのは「都道府県知事の承認」と、(10)中「第6号様式」とあるのは「第7号様式」と読み替えるものとする。)を付さなければならない。

(13) (12)により付した条件に基づき都道府県知事が承認又は指示をする場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認又は指示を受けなければならない。

(14) 間接補助事業者から財産の処分による収入及び補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の納付のあった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

(15) 補助事業者が一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号)第42条第2項に規定する特例民法法人であって国が所管するものである場合、この補助金に係る支出明細書を第8号様

式により作成し、国からの補助金等全体の金額及びその年間収入に対する割合を示す書類に添付した上で、計算書類等と併せて事務所に備えつけ公開するとともに、決算後10日を経過した日又は翌年度7月10日のいずれか早い日までに厚生労働省（及び法人所管府省）に報告しなければならない。

- (16) この補助金にかかる補助金の交付と対象経費を重複して他の補助金等の交付を受けてはならない。

(申請手続)

- 8 この補助金の交付の申請は、次により行うものとする。

- (1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合

ア 補助事業者は、第2号様式による申請書に関係書類を添えて、都道府県知事が定める日までに都道府県知事に提出するものとする。

イ 都道府県知事は、アの申請書を受理したときは、これを審査し、とりまとめのうえ、別途定める期日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

ただし、有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業及び院内感染対策施設整備事業については、平成27年2月23日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

- (2) (1) 以外の場合

補助事業者は、第2号様式による申請書に関係書類を添えて、別途定める期日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

ただし、有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業及び院内感染対策施設整備事業については、平成27年2月23日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

(変更申請手続)

- 9 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、8に定める申請手続に従い、毎年度1月20日までにを行うものとする。

ただし、有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業及び院内感染対策施設整備事業については、平成27年3月9日までにを行うものとする。

(交付決定までの標準的期間)

- 10 この補助金の交付の決定までの標準的期間は、次のとおりとする。

- (1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合において、都道府県知事は、8の(1)のア若しくは9による申請書が到達した日から起算して原則として1月以内に厚生労働大臣に提出するものとし、厚生労働大臣は、都道府県知事から申請書が到達した日から起算して原則として2月以内に交付の決定（変更交付決定を含む。）を行うものとする。

- (2) (1) 以外の場合、厚生労働大臣は、8の(2)若しくは9による申請書が到達した日から起算して原則として2月以内に交付の決定(変更交付決定を含む。)を行うものとする。

(補助金の概算払)

- 11 厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。

(遂行状況報告)

- 12 この補助金の事業遂行状況の報告については、次により行うものとする。

- (1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合

ア 補助事業者は、第3号様式による毎年度12月末日現在の状況報告書に係る書類を添えて、都道府県知事が定める日までに都道府県知事に提出するものとする。

イ 都道府県知事は、アの報告書を受理したときは、これをとりまとめのうえ、翌月15日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

ただし、有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業及び院内感染対策施設整備事業については、平成27年3月9日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

(2) (1) 以外の場合

補助事業者は、第3号様式による毎年度12月末日現在の状況報告書に係る書類を添えて、翌月15日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

ただし、有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業及び院内感染対策施設整備事業については、平成27年3月9日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

(実績報告)

- 13 この補助金の事業実績報告は、次により行うものとする。

- (1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合

ア 補助事業者は、第4号様式による報告書に係る書類を添えて、都道府県知事が定める日までに都道府県に提出するものとする。

イ 都道府県知事は、アの報告書を受理したときは、これを審査し、とりまとめのうえ、事業の完了の日から起算して1月を経過した日(7の(2)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から1月を経過した日)又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに、厚生労働大臣に提出するものとする。

なお、事業が翌年度にわたるときは、第5号様式による年度終了実績報告書を、この補助金の交付決定に係る国の会計年度の翌年度の4月10日までに、厚生労働大臣に提出するものとする。

(2) (1) 以外の場合

補助事業者は、第4号様式による報告書に関係書類を添えて、事業の完了の日から起算して1月を経過した日(7の(2)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から1月を経過した日)又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに、厚生労働大臣に提出するものとする。

なお、事業が翌年度にわたるときは、第5号様式による年度終了実績報告書を、この補助金の交付決定に係る国の会計年度の翌年度の4月10日までに、厚生労働大臣に提出するものとする。

(補助金の返還)

- 14 厚生労働大臣は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

(その他)

- 15 特別の事情により、5、8、9、12及び13に定める算定方法、手続によることができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。

別表 地域別1平方メートル当たり単価表

(単位:円)

施 設 の 名 称	種目等	構 造 別	地 域 区 分			
			A	B	C	D
へき地診療所	一般地区	鉄筋コンクリート	138,000	138,000	138,000	138,000
		ブロック	120,100	120,100	120,100	120,100
		木造	138,000	138,000	138,000	138,000
	離島豪雪地区	鉄筋コンクリート	147,700	147,700	147,700	147,700
		ブロック	129,000	129,000	129,000	129,000
		木造	147,700	147,700	147,700	147,700
過疎地域等 特定診療所	一般地区	鉄筋コンクリート	138,000	138,000	138,000	138,000
		ブロック	120,100	120,100	120,100	120,100
		木造	138,000	138,000	138,000	138,000
	離島豪雪地区	鉄筋コンクリート	147,700	147,700	147,700	147,700
		ブロック	129,000	129,000	129,000	129,000
		木造	147,700	147,700	147,700	147,700
研修医のための 研修施設		鉄筋コンクリート	205,500	195,800	185,900	176,100
		ブロック	179,700	171,200	162,600	154,000
		木造	205,500	195,800	185,900	176,100
へき地保健指導所	一般地区	鉄筋コンクリート	138,000	138,000	138,000	138,000
		ブロック	120,100	120,100	120,100	120,100
		木造	138,000	138,000	138,000	138,000
	離島豪雪地区	鉄筋コンクリート	147,700	147,700	147,700	147,700
		ブロック	129,000	129,000	129,000	129,000
		木造	147,700	147,700	147,700	147,700
臨床研修病院		鉄筋コンクリート	205,500	195,800	185,900	176,100
		ブロック	179,700	171,200	162,600	154,000
へき地医療 拠点病院	病棟	鉄筋コンクリート	184,000	175,100	166,300	157,600
		ブロック	160,500	152,800	145,100	137,500
	診療棟	鉄筋コンクリート	205,500	195,800	185,900	176,100
		ブロック	179,700	171,200	162,600	154,000
	医師住宅	鉄筋コンクリート	138,000	138,000	138,000	138,000
		ブロック	120,100	120,100	120,100	120,100
		木造	138,000	138,000	138,000	138,000
医師臨床研修病院 研修医環境整備		鉄筋コンクリート	205,200	195,500	185,600	175,900
		ブロック	179,200	170,700	162,000	153,600
		木造	205,200	195,500	185,600	175,900
産科医療機関	診療部門	鉄筋コンクリート	184,000	175,100	166,300	157,600
		ブロック	160,500	152,800	145,100	137,500
		木造	184,000	175,100	166,300	157,600
	宿泊	鉄筋コンクリート	205,200	195,500	185,600	175,900

死亡時画像診断 システム施設整備	施 設	ブ ロ ッ ク	179,200	170,700	162,000	153,600
		木 造	205,200	195,500	185,600	175,900
		鉄筋コンクリート	205,500	195,800	185,900	176,100

- (注) 1 上記基準単価は、新築及び増改築事業における補助金算出の限度となる単価であり、建築単価が基準単価を下まわるときは、当該建築単価を基準単価とする。
- 2 既存建物を買収する場合の買収費の単価及び費用については、別途厚生労働大臣に協議して承認を得た額とする。
- 3 離島、豪雪地区とは、離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項、豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第1項、奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第2条及び沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第3条第3号の規定に基づく指定地域に該当する地域とする。
- 4 都道府県別の地域区分は次のとおりとする。

区 分	地 域
A	青森県、岩手県、福島県、東京都、 富山県、山梨県、長野県、沖縄県
B	北海道、宮城県、秋田県、山形県、 茨城県、神奈川県、新潟県、石川県、 岐阜県、静岡県、三重県、京都府、 大阪府、奈良県、鳥取県、 広島県、熊本県、鹿児島県
C	栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、 福井県、愛知県、滋賀県、兵庫県、 和歌山県、島根県、岡山県、山口県、 香川県、高知県、佐賀県、長崎県、 宮崎県
D	徳島県、愛媛県、福岡県、大分県

有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業のQ&A集

番号	問	回答
<補助対象について>		
1	「有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業」の事業内容及び補助対象は	①スプリンクラー施設整備(パッケージ型自動消火設備含む)は、診療所、病院、助産所のうち病床又は入所施設を有している平成28年2月6日現在で設置義務のかかっていない棟にスプリンクラーを整備する際の工事費について補助するもの(基準単価17千円/補助対象面積1㎡と実際にかかる工事費を比べて少ない額)。対象となる棟単位で交付申請を行うもの ②自動火災報知設備整備は、診療所、病院、助産所のうち病床又は入所施設を有している300㎡未満の棟に自動火災報知設備を整備する際の工事費について補助するもの(基準単価1,000千円と実際に係る工事費を比べて少ない額)。対象となる棟単位で交付申請を行うもの ③火災通報装置整備は、診療所、病院、助産所のうち病床又は入所施設を有している500㎡未満の棟に火災通報装置を整備する際の工事費について補助するもの(基準単価300千円と実際に係る工事費を比べて少ない額)。対象となる棟単位で交付申請を行うもの
2	スプリンクラー施設整備における補助対象面積の考え方は	補助対象面積とは、補助対象である棟のうちスプリンクラーを設置する部分の面積である。
3	スプリンクラー等(自動火災報知設備・火災通報装置含む)施設整備は新規設置の場合のみ対象となるのか。	そのとおり。 設置済みのスプリンクラー等の更新は補助の対象外。
4	スプリンクラー施設整備について、当該補助金により、水道連結型スプリンクラーの設置は可能か。	可能である。 消防庁の有床診療所火災対策検討部会において、水道連結型スプリンクラーの設置が認められる施設については議論がされており、水道連結型スプリンクラーが認められる施設については、補助の対象である(詳細については問16参照)。
5	スプリンクラー施設整備について、1つの施設が補助対象となる棟を複数所有している場合、棟ごとに申請することは可能か。	可能である。なお、その際事業計画書においては棟ごとに必要事項(建築構造・主な診療科等)を記載していただくことになる。
6	自動火災報知設備整備、火災通報装置整備について、単独での設置でも補助対象になるのか。また、基準額が1か所当たり1,000千円、300千円となっているが、1か所当たりとはどのような意味か。	単独の設置でも、補助対象になる。 また、1か所当たりとは、補助の対象1施設当たり1か所という意味である。 ※例えば、1施設で複数棟に自動火災報知設備を設置する場合においても基準額は1,000千円となる。
7	予算額を越える要望があった場合の取り扱い	予算額の範囲内で事業を採択し、内示を行うこととする。 その際、施設単位ではなく補助区分(スプリンクラー・自動火災報知・火災通報装置)ごと、またスプリンクラーにおいては更に棟ごとに採択・内示をさせていただく。 ※よって申請額も補助区分ごと、スプリンクラー整備においては棟ごとに申請いただくため、整備図面及び見積書もそれぞれわけて作成していただくことになる

＜補助申請上の留意点＞	
8	交付額の算出はどのように行うのか。 当該事業は補助率を設けない「定額補助」となっており、基準額と対象経費の実支出額を比べて少ない額を交付額とするものである。
9	都道府県の負担は生じるのか。 都道府県の負担は義務とはされていないが補助額に上乘せすることは可能である。
10	いつからいつまでの工事について、補助対象となるのか。 国への補助申請に対する都道府県への内示の後に工事着工し、26年度中に工事完了するものが、補助対象となる。内示前に着工したものについては、補助対象とはならないため注意されたい。(補助金受領後に内示前の着工が発覚した場合に交付決定の取り消し及び補助金の返還の対象となることがある。また、都道府県への申請をもって着手することも補助対象とはなりません。) ※また施設新築の場合、施設全体の建築工事とは別にスプリングラー等の設置にかかるとする内示後に行うことであれば対象とすることは可能(その際、対象部分のみの事業費及び着工開始がわかる資料を提出していただく)
11	補助金を使用して整備したスプリングラーなどについて、その後取り壊す場合などに制限はあるのか。 補助金を受けて得た財産を、取り壊しなどの処分を行う際は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年八月二十七日法律第百七十九号)に基づき、制限がかかる。処分制限期間に取り壊し等を行う場合には、厚生労働省所管補助金財産処分承認基準を参照の上、手続きいただくことになる。
12	補助金を申請する場合の必要書類は何か。 ①事業計画総括表(様式1)・②事業計画書(様式2)・③補助対象面積を表す図面並びに事業費の算出根拠となり得る見積書(可能な限り2社以上)等、以上3点を提出していただく。その後審査により、内定通知(内示)を受けた施設に関しては交付申請書を提出していただくことになる。
13	当該補助金を受ける場合に、公的な金融機関等において優遇融資をする制度があるのか。 (独)福祉医療機構においては、医療施設のスプリングラー等の火災対策を推進するため、厚生労働省から財政支援を受け、スプリングラー等設置整備に対する優遇融資を実施することとしており、優遇される融資内容は、通常の施設整備に対する融資と比較して、融資率の引上げ、一定期間の利率の引下げを行うこととしている。 なお、融資に関する手続き、融資内容等の詳細については、(独)福祉医療機構へ問い合わせ願いたい。 ◎医療施設のスプリングラー等融資の問合せ先 ・東日本地域 医療貸付部 医療審査課 Tel:03-3438-9940 ・西日本地域 大阪支店 医療審査課 Tel:06-6252-0219 (参考1)医療施設におけるスプリングラー整備等の優遇措置 ① 融資率を通常80%→90% ② 通常貸付利率 基準金利から△0.5(当初5年間)の優遇融資を実施

<スプリンクラーの設置義務等について> ※NO14以下については、消防庁火災対策検討部会の検討が進み次第更新する予定。	
14	スプリンクラーの設置義務範囲について 現行制度において、1棟当たりの延床面積が3000㎡以上の病院、6000㎡以上の診療所・助産所に対して、スプリンクラー設置の義務が課されているが、消防庁の有床診療所火災対策検討部会において、今後、病院・診療所・助産所ともに3000㎡以上の施設には、設置義務がかけられる予定。また、3000㎡未満であっても面積にかかわらず、職員が避難誘導に専念する必要がある施設についても、設置義務がかけられるという方向で議論が進んでいる。 具体的に設置義務が免除される施設として議論が進んでいる施設は以下のとおり ①入院が常態化していない施設： 入院が常態化していないといえる一日平均入院患者数が1人未満となる施設※ ※公的統計資料により確認予定。詳細要件は検討中。 ②自力避難が困難な者が入院することが想定しがたい施設： 入院患者の主な診療科が、自力避難困難な者が少ないと判断できる診療科（特に産科、眼科、耳鼻科、皮膚科、歯科などを想定）である施設。 【消防庁第三回有床診療所火災対策検討部会資料3-6、3-7】
15	福祉施設と同様に延焼抑制構造を持つ施設について、スプリンクラーの設置義務は免除されないのか。 スプリンクラーと同等の防火安全性を有する延焼抑制構造を持つ施設について、スプリンクラー設置を要しないという方向で議論が進んでいる。 具体的には、以下の要件が検討されている。 ・1000㎡以上の施設については、居室とそれ以外の部分を耐火構造（※1）の床・壁で200㎡以内ごとに区画し、当該区画の開口部に特定防火設備（※2）を設け、廊下等の内装を準不燃材料（※3）、その他の部分の内装を難燃材料（※4）で仕上げたもの ・1000㎡未満の施設については、居室とそれ以外の部分を準耐火構造（※5）の床・壁で100㎡以内ごとに区画し、当該区画の開口部に防火設備（※6）を設け、廊下等の内装を準不燃材料、その他の部分の内装を難燃材料で仕上げたもの ※1耐火構造：建築基準法第2条第7号 ※2特定防火設備：建築基準法施行令第112条第1項 ※3準不燃材料：建築基準法施行令第1条第5号 ※4難燃材料：建築基準法施行令第1条第6号 ※5準耐火構造：建築基準法第2条第7号の2 ※6防火設備：建築基準法第2条第9号の2口 【消防庁第三回有床診療所火災対策検討部会資料3-8】
16	水道連結型スプリンクラーの設置が認められる範囲について 現在、消防庁の有床診療所火災対策検討部会において、水道連結型スプリンクラーの設置の可否について検討されているところであり、延床面積1000㎡未満の施設については水道連結型スプリンクラーの設置によって、通常のスプリンクラーの代替が可能となるという方向で議論が進んでいる。 なお、1000㎡以上の施設における、通常のスプリンクラー設備に代替する例外措置については、引き続き検討を行っているところである。 【消防庁第三回有床診療所火災対策検討部会資料3-9】

17	スプリンクラーヘッドの設置義務を免除できる範囲について	通常タイプのスプリンクラーを設置する場合には、消防法施行規則第13条第3項第7号及び同第8号の箇所(※)についてこれまでもとおり免除される。手術室、人工血液透析室等スプリンクラーヘッドによる放水により人命に危険を及ぼす等のおそれがあるものと認められる場合には、スプリンクラーヘッドの設置を免除することができるという方向で議論が進んでいる。 ※ 消防法施行規則第13条第3項第7号、8号 七 手術室、分娩室、内視鏡検査室、人工血液透析室、麻酔室、重症患者集中治療看護室その他これらに類する室 八 レントゲン室等放射線源を使用し、貯蔵し、又は廃棄する室 【消防庁第三回有床診療所火災対策検討部会資料3-10】
----	-----------------------------	---

有床診療所等スプリングラー等施設整備事業に関する質問(3／13追加分)

(平成26年3月13日現在)

番号	問	回答
<補助対象について>		
18	個人開設の病院・診療所は補助対象か。	補助対象となる。 国が開設する施設を除き補助対象となる。 (※国の機関は対象外 例:刑務所診療所・自衛隊診療所 等)
19	第3回有床診療所火災対策検討部会資料3-11において、スプリングラーヘッドの免除部分を包含するように屋内消火栓又は補助散水栓を設ける基準の見直し案が示されているが、今回の補助金の補助対象とはならないのか？	本補助金においては、スプリングラー(バッキー型自動消火設備)、自動火災報知設備、火災通報装置が補助対象である。 補助散水栓は、消防法施行令第12条第2項第8号により「スプリングラー設備」には、総務省令で定めるところにより、補助散水栓を設けることができること。とされており、スプリングラー設備の一部であると言えることから、スプリングラー設備の一部として設ける場合のみ、本補助金の補助対象となる。 屋内消火栓は消防法上、スプリングラーとは別の消火設備であるため、本補助金の補助対象とはならない。
<事業計画書の記載方法>		
20	延べ床面積には、棟内に医療機関以外の施設がある場合、その部分を含めるのか。	棟全体の延べ床面積を記載するため含めて記載する。
21	整備面積(補助対象面積)には、棟内に医療機関以外の部分がある場合、その部分を含めるのか。	整備面積(補助対象面積)は医療施設として機能しうる部分を対象とするため、それ以外の部分(例:住宅部分等)については含めない。
22	様式2の「病床数」は、許可病床か。	貴見の通り。
23	収容人員中、医師看護師等従業員の算定方法(時点、常勤換算or頭数、複数棟業務の場合等)	収容人員は、防火管理者等の配置のために算定した消防当局に報告等を行っている員数を記載。 ○消防法施行規則第1条の3の算定方法による算出 次に掲げる数を合算して算定 1 医師、歯科医師、助産師、薬剤師、看護師その他の従業者の数 2 病室内にある病床の数 3 待合室の床面積の合計を3㎡で除して得た数 ※ 消防当局に収容人員の報告等を行っていない場合においても、上記により算出して記載。
24	主な診療科は一つ記載か	「主な」という範囲内で複数回答可。

有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業に関する質問(3/13追加分)

(平成26年3月13日現在)

番号	問	回答
25	一日平均入院患者数の算定方法(直近の報告とは、病床設置後間もない施設の取扱い、棟の施設、計算期間等)	医療法第6条の3に基づく医療機能情報提供制度において、都道府県に報告している直近の数字を登録。 ※前年度の入院患者延数をそれぞれ暦日で除した数。入院患者延数とは、年度間における毎日24時現在に在院している患者数を合計した数である。(立入検査要綱の定義と同じ)
26	夜間の職員実配置人数の算定方法(何の数値、時点、常勤換算or頭数、複数棟業務の場合等)	午前2時時点において勤務する実職員数(申請日を基準にして直近1ヶ月間における平均的な人数)を記載。
27	収容人員、延べ床面積、一日平均入院患者数、夜間の職員実配置人数の端数処理の方法	収容人員、延べ床面積、夜間の職員実配置人数は、小数点第2位を四捨五入の上、小数点第1位の数字を登録。 一日平均入院患者数にあっては、小数点第2位以下を切り捨て小数点第1位の数値を登録(立入検査要綱の定義と同じ)
28	建築構造や内装仕上げで複数該当する場合はどう記載するか	主に採用されている構造や仕上げを回答していただきたいが、同程度の割合の構造が複数ある場合は、より危険性が高いと考えられる選択肢(非耐火、可燃)を選択すること。
29	消火訓練及び避難訓練の実施回数の対象期間はいつか	今回は平成24年度(平成24年4月1日～平成25年3月31日)に行った実施回数
30	対象面積が読み取れる整備図面とはどの程度のものか(求積図等必要か)	平面図(寸法入りのもの) なお、収容人員算出のための待合室の面積がわかる必要はない。
31	補助金の実績を報告するにあたり、当該医療機関を管轄する消防本部の「消防検査済証」の提出は必要か。	「消防検査済証」の提出は必要ない。 ただし、今後義務化が課された場合のことを考慮し、スプリンクラー設備を設置する際は、甲種1類の消防設備士により施工し、現行の消防法令に準拠した設置方法とすることが望ましい。 なお、Q&AのNo16記載のとおり、1,000㎡未満の施設には、水道連結型スプリンクラーの設置が認められる方向で議論が進んでいる。
＜執行に当たって＞		
32	予算額を超える要望があった場合は、国が予算額の範囲内で事業を採択し、内示を行うのか。	貴見の通り。
33	医療施設整備費補助金のメニューに入っているが、27年度以降も補助があるものと考えてよいのか。	今後も、設置義務化範囲の拡大等に対応する補助金の確保に努めたい。

有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業に関する質問(3/13追加分)

(平成26年3月13日現在)

番号	問	回答
<既出Q&Aについての疑義>		
34	「Q&AのNo14～17」については、消防庁の火災対策検討部会の検討が進み次第更新する予定。」となっているが、現時点では補助対象等が決まっているという点か。	平成25年度補正予算における補助対象は、設置義務がかかるかどうかは、直接関係がない。しかしながら、義務化対象拡大の範囲及び設置が認められる通常型、水道連結型などの機種については、事業者がスプリンクラー等を設置するかどうかを判断する上で重要なことであるため、お知らせすることとしている。
35	「Q&AのNo14」で設置義務の免除として産科があるが、助産所も同様と考えてよいのか。	同様と考えて良い。 なお、免除の方向で議論が進んでいる状態である。
36	整備するスプリンクラー等の種類について、面積等に応じた規定はないのか。	Q&AのNo16記載のとおり、1,000㎡未満の施設には、水道連結型スプリンクラーの設置が認められる方向で議論が進んでいる。

有床診療所等スプリングラ―等施設整備事業に関する質問(3/28追加分)

(平成26年3月28日現在)

番号	問	回答
<補助対象について>		
37 (関連11)	他者より施設を賃借して診療所または病院及び助産所の運営を行っている場合、本補助金の申請は可能か。	スプリングラ―等の所有が診療所、病院、助産所になる場合には可能となる。ただし、補助を受けて得た財産を処分する際には返還等の手続きが必要になる(Q11を参照)ので、建物の所有者とは十分に話し合いを行うことが必要である。 ※別添 3月28日発出事務連絡を参照
38	病院・診療所・助産所の新規開設を予定している場合に、本補助金の申請においては事業計画書の提出時点までに開設許可を受けていれば申請は可能か。(スプリングラ―等の着工は別途内示後に行う場合)	貴見の通り。 病院・診療所及び助産所の開設許可を受けていない段階において事業計画書の申請を受けることはできない。
39 (関連11)	本補助金の交付を受けスプリングラ―等の設置が完了した後に実施対象者としての要件を外れた場合(有床診療→無床診療等)には、別途承認申請等は必要となるのか。	補助金の交付を受けた後に、要件から外れる場合についてはQ11にもあるとおり財産処分の手続きが必要となる。(補助金の返還が生じる可能性があるため、ご留意いただきたい)
40	手術室や、人工透析室などについては、スプリングラ―設置を免除することが可能であるが、替わりに、補助散水栓を整備することが求められることとなる。補助散水栓を設置する場合には、当該、手術室などの面積をスプリングラ―整備面積としてカウントしてよいのか。(補助対象となるか)	スプリングラ―設備の一部として設ける場合のみ、カウント可である。
41	渡り廊下で病院と通所リハ施設とつながっていて、一体の建物(消防法上)とみなす場合、通所リハにスプリングラ―を付ける場合も補助の対象となるのか。	当該事業は医療法で規定されている病院、有床診療所、入所施設のある助産所を対象にしている事業である。 照会の部分が、病院、診療所として届出をだしている場合であれば、補助金の対象となる。 ただし、照会の部分が、病院、診療所ではなく、介護保険施設や家屋などとして届出をしている場合には補助対象外となる。
<補助申請上の留意点>		
42	見積書の提出が提出期限までに困難である場合については概算の見積でも代替は可能であるか。	見積書での提出が原則ではあるが、時間を要し提出期限に間に合わない場合については、概算の見積り(事業費の算出根拠となる書類)を提出し、後日詳細な見積書を提出頂きたい。

事務連絡
平成26年11月10日

各都道府県（政令市・特別区）衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局地域医療計画課

消防法施行令の一部を改正する政令等の公布について
（情報提供及び周知依頼）

平成25年10月に発生した福岡市の診療所火災を受けて、「有床診療所・病院火災対策検討部会」等において検討された結果等を踏まえ、今後、消防法施行令の一部を改正する政令（平成26年政令第333号）等が公布されましたので、情報提供するとともに、貴管下の医療機関に対し周知方よろしくお願いいたします。

なお、今般のスプリンクラー設備の設置基準等の見直しに係る各医療機関からの照会（補助金に関する照会を除く。）に関しては、管轄の消防本部又は消防署が窓口となりますので、その旨も併せてご周知ください（本件については総務省消防庁に確認済み）。

なお、「病院等における防火・防災対策要綱」の改正については、おって通知します。

記

1. 消防法施行令の一部を改正する政令（平成26年政令第333号）について

【項目】

- (1) スプリンクラー設備の設置基準の見直し
- (2) 特定施設水道連結型スプリンクラー設備の設置基準の見直し
- (3) 屋内消火栓設備（及び動力消防ポンプ設備）の設置基準の見直し
- (4) 消火器又は簡易消火用具の設置基準の見直し
- (5) 消防機関へ通報する火災報知設備の設置基準の見直し
- (6) 防火対象物の用途区分の見直し
- (7) その他

【施行期日】

平成28年4月1日（（2）及び（3）のうち、「延べ面積」を「基準面積」に改める改正については、平成27年3月1日）

2. 消防法施行規則及び特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令の一部を改正する省令（平成26年総務省令第80号）について

【項目】

- (1) スプリンクラー設備を設置することを要しない構造について
- (2) 特定診療科名について
- (3) 相当程度の患者の見守り体制に係る従業者の員数
- (4) 特定施設水道連結型スプリンクラー設備の面積要件に算入しない部分について
- (5) 消防機関へ通報する火災報知設備に関する基準について
- (6) 特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令の一部改正について
- (7) その他

【施行期日】

平成28年4月1日（（1）及び（4）のうち、「延べ面積」を「基準面積」に改める改正については、平成27年3月1日）

3. 火災通報装置の基準の一部を改正する件（平成26年消防庁告示第24号）について

【項目】

- (1) 自動火災報知設備と連動させる場合の基準について
- (2) 特定火災通報装置の設備基準について

【施行期日】

- (1) については、平成27年4月1日
- (2) については、平成28年4月1日

【照会先】

医政局 地域医療計画課
医療監視専門官 加藤 都竹（つづく）
電話 03-3595-2194
FAX 03-3503-8562

各都道府県知事
各指定都市市長

消防庁次長

消防法施行令の一部を改正する政令等の公布について

消防法施行令の一部を改正する政令（平成26年政令第33号。以下「改正令」という。）は、消防法施行規則及び特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令の一部を改正する省令（平成26年総務省令第80号。以下「改正規則」という。）、火災通報装置の基準の一部を改正する件（平成26年消防庁告示第24号。以下「火災通報装置基準告示」という。）、加圧送水装置の基準の一部を改正する件（平成26年消防庁告示第25号。以下「加圧送水装置基準告示」という。）及び屋内消火栓設備の基準の一部を改正する件（平成26年消防庁告示第26号。以下「屋内消火栓等基準告示」という。）が平成26年10月16日に公布されました。

今回の改正は、有床診療所における最近の火災の事例等に鑑み、病院、有床診療所等についてスプリンクラー設備等の設置を行わなければならない施設を拡大するとともに、消火器具、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、動力消防ポンプ設備及び消防機関へ通報する火災報知設備の設置及び維持に関する技術上の基準の整備を行うものです。

貴職におかれましては、下記事項に留意の上、その運用に十分配慮されたいとともに、各都道府県知事におかれましては、貴都道府県内の市町村に対しても、この旨周知されたいようお願いいたします。

記

第一 改正令に関する事項

1 消火器具の設置基準の見直し

消火器具を設置しなければならない防火対象物又はその部分として、改正令による改正後の消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「令」という。）別表第1（6）項イ（1）から（3）までに掲げる防火対象物で延べ面積が150㎡未満のものを追加したこと。（令第10条第1項第1号関係）

2 屋内消火栓設備及び動力消防ポンプ設備の設置基準の見直し

- (1) 改正令による改正前の消防法施行令第12条第1項第1号に掲げる防火対象物については、主要構造部を耐火構造としたもの等であっても、延べ面積1,000㎡以上のものに屋内消火栓設備を設置しなければならないこととされていたが、主要構造部を耐火構造としたもの等で延べ面積が1,000㎡に令第12条第2項第3号の2の総務省令で定める部分の床面積の合計を加えた数値未満のものには、原則として、屋内消火栓設備の設置を要しないこととしたこと。（令第11条第2項関係）
- (2) 令第12条第1項第1号に追加された令別表第1（6）項イ（1）及び（2）に掲げる防火対象物については、主要構造部を耐火構造としたもの等であっても、延べ面積が1,000㎡に令第12条第2項第3号の2の総務省令で定める部分の床面積の合計を加えた数値以上のものに屋内消火栓設備を設置しなければならないこととしたこと。（令第11条第2項関係）
- (3) 令第11条第2項の規定は、動力消防ポンプ設備について準用すること。（令第20条第2項関係）

3 スプリンクラー設備の設置基準の見直し

- (1) スプリンクラー設備を設置しなければならない防火対象物又はその部分として、次に掲げるもの（①、②及び④にあつては、火災発生時の延焼を抑制する機能を備える構造を有するものを除く。）を追加したこと。
- ① 令別表第1（6）項イ（1）に掲げる防火対象物のうち、令第12条第1項第4号に規定する総務省令で定める部分以外の部分の床面積の合計が3,000㎡未満のもの又は平屋建のもの（令第12条第1項第1号関係）
- ② 令別表第1（6）項イ（2）に掲げる防火対象物のうち、令第12条第1項第4号に規定する総務省令で定める部分以外の部分の床面積の合計が6,000㎡未満のもの又は平屋建のもの（令第12条第1項第1号関係）
- ③ 令別表第1（6）項イ（3）に掲げる防火対象物のうち、平屋建以外のもので、総務省令で定める部分以外の部分の床面積の合計が3,000㎡以上6,000㎡未満のもの（令第12条第1項第4号関係）
- ④ 令別表第1（16の2）項に掲げる防火対象物（延べ面積が1,000㎡以上のものを除く。）の部分で同表（6）項イ（1）又は（2）に掲げる防火対象物の用途に供されるもの（令第12条第1項第9号関係）
- (2) 特定施設水道連結型スプリンクラー設備の設置基準の見直し
- ① 特定施設水道連結型スプリンクラー設備を設置することができる防火対象物又はその部分に、令第12条第1項第1号及び第9号に掲げる防火対象物又はその部分のうち、延べ面積が1,000㎡以上で、防火上有効な措置が講じられた構造を有するものとして総務省令で定める部分以外の部分の床面積の合計（第二において「基準面積」という。）が1,000㎡未満のものを追加したこと。（令第12条第2項第3号の2関係）
- ② 特定施設水道連結型スプリンクラー設備を設置することができる防火対象物又

はその部分に、令第12条第1項第1号及び第9号に追加された令別表第1(6)項イ(1)及び(2)に掲げる防火対象物並びに同表(16の2)項に掲げる防火対象物(延べ面積が1,000㎡以上のものを除く。)の部分のうち同表(6)項イ(1)又は(2)に掲げる防火対象物の用途に供されるものを追加したこと。(令第12条第2項第3号の2関係)

- 4 消防機関へ通報する火災報知設備の設置基準の見直し
消防機関へ通報する火災報知設備を設置しなければならない防火対象物又はその部分として、令別表第1(6)項イ(1)から(3)までに掲げる防火対象物で延べ面積が500㎡未満のものを追加したこと。(令第23条第1項第1号関係)

- 5 防火対象物の用途区分の見直し
改正令による改正前の消防法施行令別表第1(6)項イに規定されている病院、診療所又は助産所を次のように分類して規定したこと。(令別表第1関係)
(1) 令別表第1(6)項イ(1)に掲げる防火対象物

次のいずれにも該当する病院(火災発生時の延焼を抑制するための消火活動を適切に実施することができるとして総務省令で定めるものを除く。)

- (i) 診療科名中に特定診療科名(内科、整形外科、リハビリテーション科その他の総務省令で定める診療科名をいう。(2)(i)において同じ。))を有すること。
(ii) 医療法(昭和23年法律第205号)第7条第2項第4号に規定する療養病床又は同項第5号に規定する一般病床を有すること。

- (2) 令別表第1(6)項イ(2)に掲げる防火対象物

次のいずれにも該当する診療所

- (i) 診療科名中に特定診療科名を有すること。
(ii) 4人以上の患者を入院させるための施設を有すること。

- (3) 令別表第1(6)項イ(3)に掲げる防火対象物

病院(1)に掲げるものを除く。)、有床診療所(2)に掲げるものを除く。)

又は有床助産所

- (4) 令別表第1(6)項イ(4)に掲げる防火対象物

無床診療所又は無床助産所

- 6 その他の事項

その他所要の規定の整備を図ることとしたこと。

第二 改正規則に関する事項

- 1 防火対象物の用途の指定

(1) 令別表第1(6)項イ(1)に規定する「火災発生時の延焼を抑制するための消火活動を適切に実施することができるとして総務省令で定めるものの」は、次のいずれにも該当する体制を有する病院としたこと。(改正規則による

改正後の消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号。以下「規則」という。))第5条第3項関係)

- ① 勤務させる医師、看護師、事務職員その他の職員の数が、病床数が26床以下のときは2、26床を超えるときは2に13床までを増すごとに1を加えた数を常時下回らない体制

- ② 勤務させる医師、看護師、事務職員その他の職員(宿直勤務を行わせる者を除く。)の数が、病床数が60床以下のときは2、60床を超えるときは2に60床までを増すごとに2を加えた数を常時下回らない体制

(2) 令別表第1(6)項イ(1)(i)に規定する「総務省令で定める診療科名」は、次に掲げるもの以外のものとしたこと。(規則第5条第4項関係)

- ① 内門外科、乳腺外科、形成外科、美容外科、小児科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、産科、婦人科

- ② ①に掲げる診療科名と医療法施行令(昭和23年政令第326号)第3条の2第1項第1号ハ(1)から(4)までに定める事項とを組み合わせた名称

- ③ 歯科

- ④ 歯科と医療法施行令第3条の2第1項第2号ロ(1)及び(2)に定める事項とを組み合わせた名称

- 2 スプリンクラー設備を設置することを要しない構造の適用範囲の見直し

(1) スプリンクラー設備を設置することを要しない火災発生時の延焼を抑制する機能を備える構造として総務省令で定める構造(以下「延焼抑制構造」という。)の基準のうち、令別表第1(6)項イ(1)及び(2)に掲げる防火対象物並びに同表(16)項イ及び(16の2)項に掲げる防火対象物(同表(6)項イ(1)又は(2)に掲げる防火対象物の用途に供される部分に限る。)についても適用することとしたこと。(規則第12条の2第1項及び第2項関係)

(2) 延焼抑制構造については、延べ面積が1,000㎡未満の防火対象物に適用していた改正規則による改正前の消防法施行規則第12条の2第1項第1号の基準を基準面積が1,000㎡未満の防火対象物に、延べ面積が1,000㎡以上の防火対象物に適用していた同項第2号の基準を基準面積が1,000㎡以上の防火対象物に、それぞれ適用することとしたこと。(規則第12条の2第1項関係)

- 3 スプリンクラーヘッドを設けることを要しない部分の適用範囲の見直し

廊下、収納設備(2㎡未満のものに限る。)、脱衣所その他これらに類する場所にスプリンクラーヘッドを設けることを要しないとされ防火対象物について、令別表第1(6)項イ(1)及び(2)に掲げる防火対象物並びに同表(16)項イ、(16の2)項及び(16の3)項に掲げる防火対象物(同表(6)項イ(1)又は(2)に掲げる防火対象物の用途に供される部分に限る。)を追加するとともに、その適用範囲を基準面積が1,000㎡未満のものとしたこと。(規則第13条第3項第9号の2関係)

4 防火上有効な措置が講じられた構造を有する部分の指定

令第12条第2項第3号の2に規定する「総務省令で定める部分」は、次のいずれにも該当する部分（当該部分の床面積の合計は防火対象物の延べ面積の2分の1を上限とする。）としたこと。（規則第13条の5の2関係）

(1) 規則第13条第3項第7号又は第8号に掲げる部分（手術室、レントゲン室等）であること。

(2) 次のいずれかに該当する防火上の措置が講じられた部分であること。

① 準耐火構造の壁及び床で区画され、かつ、開口部に防火戸（随時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの又は随時閉鎖することができ、かつ、煙感知器の作動と連動して閉鎖するものに限る。）を設けた部分

② 不燃材料で造られた壁、柱、床及び天井（天井のない場合にあっては、屋根）で区画され、かつ、開口部に不燃材料で造られた戸（随時開くことができ、自動閉鎖装置付きのものに限る。）を設けた部分であって、当該部分に隣接する部分が、直接外気に開放されている廊下等を除き、全てスプリンクラー設備の有効範囲内に存するもの

(3) 床面積が1,000㎡以上の地階若しくは無窓階又は床面積が1,500㎡以上の4階以上10階以下の階に存する部分でないこと。

5 消防機関へ通報する火災報知設備の設置基準の見直し

(1) 令別表第1(6)項イ(1)及び(2)に掲げる防火対象物並びに同表(16)項イ、(16の2)項及び(16の3)項に掲げる防火対象物（同表(6)項イ(1)又は(2)に掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。

(3)において同じ。）については、消防機関が存する建築物内にあるものを除き、消防機関からの距離が500m以内の場所にあるものについても消防機関へ通報する火災報知設備を設置しなければならないこととしたこと。（規則第25条第1項関係）

(2) 消防機関へ通報する火災報知設備の電源を蓄電池又は交流低圧屋内幹線から他の配線を分岐させずにとることを要しない防火対象物に、令別表第1(6)項イ(1)から(3)までに掲げる防火対象物で延べ面積が500㎡未満のものを追加したこと。（規則第25条第3項第3号関係）

(3) 消防機関へ通報する火災報知設備を自動火災報知設備の感知器の作動と連動して起動させることを要する防火対象物に、令別表第1(6)項イ(1)及び(2)に掲げる防火対象物並びに同表(16)項イ、(16の2)項及び(16の3)項に掲げる防火対象物を追加したこと。（規則第25条第3項第4号及び第4項第4号関係）

6 特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令に関する事項

令別表第1(6)項イを(1)から(4)までに分類して規定したことに伴い、必要な規定の整備を図ることとしたこと。（特定小規模施設における必要とされる

防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令第2条関係）

7 その他

その他所要の規定の整備を図ることとしたこと。

第三 火災通報装置基準告示に関する事項

特定火災通報装置を設置することができ、防火対象物に、令別表第1(6)項イ(1)から(3)までに掲げる防火対象物で延べ面積が500㎡未満のものを追加したほか、火災通報装置を自動火災報知設備と連動させる場合の構造、性能等の基準を定めたこと。（火災通報装置基準告示関係）

第四 加圧送水装置基準告示及び屋内消火栓等基準告示に関する事項

改正令及び改正規則による消防法施行令及び消防法施行規則の改正に伴い、必要な規定の整備を図ることとしたこと。（加圧送水装置基準告示及び屋内消火栓等基準告示関係）

第五 施行期日等に関する事項

1 施行期日に関する事項

(1) 改正令の施行期日

改正令は平成28年4月1日から施行することとしたこと。ただし、次に掲げる事項は、次に定める日から施行することとしたこと。（改正令附則第1条関係）

① 第一2(1)及び3(2)①並びに第五2(3) 平成27年3月1日

② 第五3(1) 公布の日（平成26年10月16日）

(2) 改正規則の施行期日

改正規則は、平成28年4月1日から施行することとしたこと。ただし、次に掲げる事項は、次に定める日から施行することとしたこと。（改正規則附則第1条関係）

① 第二2(2)、3の一部、4及び7の一部並びに第五2(6) 平成27年3月1日

② 第五3(2) 公布の日（平成26年10月16日）

(3) 火災通報装置基準告示の施行期日

平成27年4月1日から施行することとしたこと。（火災通報装置基準告示関係）

(4) 加圧送水装置基準告示及び屋内消火栓等基準告示の施行期日

平成27年3月1日から施行することとしたこと。（加圧送水装置基準告示及び屋内消火栓等基準告示関係）

2 経過措置に関する事項

(1) 改正令の施行の際、現に存する令別表第1(6)項イ(1)から(3)まで、(16)項イ及び(16の2)項に掲げる防火対象物（同表(16)項イに掲げる防火対象物にあっては、同表(6)項イ(1)から(3)までのいずれかに掲げる

防火対象物の用途に供される部分に限り、同表（１６の２）項に掲げる防火対象物にあっては、同表（６）項イ（１）又は（２）に掲げる防火対象物の用途に供される部分に限る。以下（１）において同じ。）並びに現に新築、増築、改築、移転、修繕又は模様替えの工事中の同表（６）項イ（１）から（３）まで、（１６）項イ及び（１６の２）項に掲げる防火対象物における屋内消火栓設備、スプリンクラー設備及び動力消防ポンプ設備のうち令の規定に適合しないものに係る技術上の基準については、平成３７年６月３０日又は当該規定に適合した日のいずれか早い日までの間は、なお従前の例によることとしたこと。（改正令附則第２条第１項関係）

(2) 改正令の施行の際、現に存する令別表第１（６）項イ（１）から（３）まで及び（１６）項イに掲げる防火対象物（同表（１６）項イに掲げる防火対象物にあっては、同表（６）項イ（１）から（３）までのいずれかに掲げる防火対象物の用途に供される部分に限る。以下（２）において同じ。）並びに現に新築、増築、改築、移転、修繕又は模様替えの工事中の同表（６）項イ（１）から（３）まで及び（１６）項イに掲げる防火対象物における消防機関へ通報する火災報知設備に係る技術上の基準については、平成３１年３月３１日までの間は、なお従前の例によることとしたこと。（改正令附則第２条第２項関係）

(3) 第一二（１）及び三（２）①の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によることとしたこと。（改正令附則第３条関係）

(4) 第二二（２）の施行の際、現に存する令別表第１（６）項ロ、（１６）項イ及び（１６の２）項に掲げる防火対象物（同表（１６）項イ及び（１６の２）項に掲げる防火対象物にあっては、同表（６）項ロに掲げる防火対象物の用途に供される部分に限る。以下（４）において同じ。）並びに現に新築、増築、改築、移転、修繕又は模様替えの工事中の同表（６）項ロ、（１６）項イ及び（１６の２）項に掲げる防火対象物における屋内消火栓設備、スプリンクラー設備及び動力消防ポンプ設備に係る技術上の基準については、平成３０年３月３１日までの間は、なお従前の例によることとしたこと。（改正令附則第２条第１項関係）

(5) 改正規則の施行の際、現に存する令別表第１（６）項イ（１）及び（２）、（１６）項イ、（１６の２）項並びに（１６の３）項に掲げる防火対象物（同表（１６）項イ、（１６の２）項及び（１６の３）項に掲げる防火対象物にあっては、同表（６）項イ（１）又は（２）の用途に供される部分が存するものに限り、同表（６）項ロに掲げる防火対象物の用途に供されるものを除く。以下（５）において同じ。）並びに現に新築、増築、改築、移転、修繕又は模様替えの工事中の同表（６）項イ（１）及び（２）、（１６）項イ、（１６の２）項並びに（１６の３）項に掲げる防火対象物における消防機関へ通報する火災報知設備に関する基準については、平成３１年３月３１日までの間は、なお従前の例によることとしたこと。（改正規則附則第２条第２項関係）

(6) 第二二（２）、三の一部、四及び七の一部の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によることとしたこと。（改正規則附則第３条関係）

(1) 消防法施行令の一部を改正する政令（平成２５年政令第３８号）、消防法施行令の一部を改正する政令（平成２５年政令第３６８号）、児童福祉法施行令等の一部を改正する政令（平成２６年政令第３００号）について、経過措置規定の適用関係の明確化等を図るため、所要の規定の整備を行ったこと。（改正令附則第４条、第５条及び第６条関係）

(2) 消防法施行規則の一部を改正する省令（平成２５年総務省令第１２６号）について、経過措置規定の適用関係の明確化等を図るため、所要の規定の整備を行ったこと。（改正規則第４条関係）

(3) 今回の改正令等の運用については、別途通知する予定であること。

平成26年10月16日
消 防 庁消防法施行令の一部を改正する政令（案）等に対する意見募集の結果
及び政令等の公布

消防庁では、消防法施行令の一部を改正する政令（案）等の内容について、平成26年7月19日から平成26年8月17日までの間、国民の皆様から広く意見を募集したところ、17件の御意見をいただきました。いただいた御意見の概要及び御意見に対する考え方を取りまとめましたので公表します。また、意見募集の結果を踏まえ、本日、当該政令等を公布しました。

1 改正内容

今回の消防法施行令の一部を改正する政令等の主な改正事項は、以下のとおりです。

- (1) 消防法施行令の一部を改正する政令において、スプリンクラー設備、屋内消火栓設備（及び動力消防ポンプ設備）、消火器又は簡易消火器具及び消防機関へ通報する火災報知設備の設置に関する基準の見直しを行うものです。
- (2) 消防法施行令の改正に関連して、消防法施行規則及び火災通報装置の基準の規定を見直すものです。
- (3) その他、所要の規定の整備を行うものです。

2 意見募集の結果

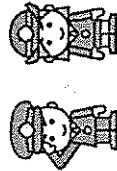
政令案等について、平成26年7月19日から平成26年8月17日までの間、意見を募集したところ、17件の御意見をいただきました。

いただいた御意見の概要及び御意見に対する考え方については、別紙のとおりです。

3 政令等の公布

消防庁では、意見公募手続の実施結果等も踏まえて検討し、以下の政令等を平成26年10月16日に公布しました。

- (1) 消防法施行令の一部を改正する政令（平成26年政令第333号）
- (2) 消防法施行規則及び特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令の一部を改正する省令（平成26年総務省令第80号）
- (3) 火災通報装置の基準の一部を改正する件（平成26年消防庁長官告示第28号）



(事務連絡先)

消防庁予防課

(担当：吉村補佐、新納)

TEL 03-5253-7523 (直通)

FAX 03-5253-7533

消防法施行令の一部を改正する政令等について

平成26年10月
消 防 庁 予 防 課

【改正概要】

消防法施行令の一部を改正する政令において、消防法施行令別表第一（六）項イに掲げる病院、診療所及び助産所におけるスプリンクラー設備、屋内消火栓設備、動力消防ポンプ設備、消火器又は簡易消火器具及び消防機関へ通報する火災報知設備の設置に関する基準の見直しを行うものである。

また、上記の改正に関連して、消防法施行規則及び火災通報装置の基準の規定を見直すものである。

【改正理由】

平成25年10月11日に発生した福岡市有床診療所火災を受けて、「有床診療所・病院火災対策検討部会」の開催、関係団体への聞き取り調査等、火災被害拡大防止対策及び火災予防行政の実効性向上等に関する検討を行ってきたところである。

今回の政令改正においては、上記検討部会における検討の結果等を踏まえ、避難のために患者の介助が必要な有床診療所・病院について、原則として、延べ面積にかかわらず、スプリンクラー設備の設置を義務付けるほか、特定施設水道連結型スプリンクラー設備の設置対象となる施設の面積要件を見直す。併せて、屋内消火栓設備、動力消防ポンプ設備、消火器又は簡易消火器具及び消防機関へ通報する火災報知設備の設置に関する基準を見直すこととする。

また、上記の政令改正に関連し、消防法施行規則において、スプリンクラー設備の設置を要しない診療科名、特定施設水道連結型スプリンクラー設備の面積要件に算入しない部分、消防機関へ通報する火災報知設備と自動火災報知設備の運動等を規定するほか、火災通報装置の基準において、火災通報装置を自動火災報知設備と運動させる場合の基準等について規定することとする。

1. 消防法施行令の一部を改正する政令について

【内容】

- (1) スプリンクラー設備の設置基準の見直し

現在病院にあっては延べ面積3,000㎡以上、診療所及び助産所にあっては延べ面積6,000㎡以上のものに設置が義務付けられているスプリンクラー設備について、避難のために患者の介助が必要な有床診療所・病院*においては、原則として、延べ面積にかかわらず、設置することを義務付ける（延焼を抑制する施設構造を有するものは例外として設置不要。）。

また、避難のために患者の介助が必要な有床診療所に該当しない有床診療所及び有床助産所においては、延べ面積3,000㎡以上（平屋建てを除く。）のものに設置を義務付ける。

※「避難のために患者の介助が必要な有床診療所・病院」には、下記に該当する有床診療所・病院が該当する。

①有床診療所

次のいずれにも該当する有床診療所

(ア) 皮膚科、産科、歯科等の総務省令で定める13の診療科名以外の診療科名（以下「特定診療科名」という。）を有するもの

(イ) 4床以上の病床を有するもの

②病院

次のいずれにも該当する病院のうち、相当程度の患者の見守り体制有するもの（火災発生時の消火活動を適切に実施することができるとして総務省令で定めるもの）以外のもの

(ア) 特定診療科名を有するもの

(イ) 一般病床又は療養病床を有する病院

(2) 特定施設水道連結型スプリンクラー設備の設置基準の見直し

特定施設水道連結型スプリンクラー設備[※]の設置対象に、新たにスプリンクラー設備の設置対象となる避難のために患者の介助が必要な有床診療所・病院を加えるとともに、その面積要件について延べ面積1,000㎡未満の防火対象物に限られているところを、延べ面積から総務省令で定める部分の面積を除いた面積（以下「基準面積」という。）が1,000㎡未満である防火対象物について設置できることとする。

※ 特定施設水道連結型スプリンクラー設備とは、スプリンクラー設備の一種で、その配管が水道の用に供する水管に連結されたものをいう。

(3) 屋内消火栓設備（及び動力消防ポンプ設備）の設置基準の見直し

(1) のスプリンクラー設備の設置基準の見直しに伴い、避難のために患者の介助が必要な有床診療所・病院のうち、通常のスプリンクラー設備（特定施設水道連結型スプリンクラー設備以外のスプリンクラー設備）を設置しなければならない基準面積1,000㎡以上のものに屋内消火栓設備の設置を義務付ける。ただし、スプリンクラー設備（補助散水栓を含む。）の有効警戒範囲内は設置しないことができる。

（屋内消火栓設備の設置基準を準用する動力消防ポンプ設備についても同様。）

(4) 消火器又は簡易消火用具の設置基準の見直し

病院、有床診療所及び有床助産所において、現在延べ面積150㎡以上のものに設置が義務付けられている消火器又は簡易消火用具について、延べ面積にかかわらず設置することを義務付ける。

(5) 消防機関へ通報する火災報知設備の設置基準の見直し

病院、有床診療所及び有床助産所において、現在延べ面積500㎡以上のものに設置が義務付けられている消防機関へ通報する火災報知設備について、延べ面積にかかわらず設置することを義務付ける。

(6) 防火対象物の用途区分の見直し

別表第一（六）項イを火災危険性等に応じて細分化する。

(7) その他

所要の規定の整備を行う。

【施行期日】

平成28年4月1日（（2）及び（3）のうち、「延べ面積」を「基準面積」に改める改正については、平成27年3月1日）

【経過措置】

(1) スプリンクラー設備、屋内消火栓設備（及び動力消防ポンプ設備）について

スプリンクラー設備、屋内消火栓設備及び動力消防ポンプ設備の設置義務の範囲の拡大については、既存の防火対象物（施行の際に新築、増築、改築、移転、修繕又は模様替えの工事中のものを含む。（2）において同じ。）における未設置等基準未適合の設備の技術上の基準は、平成37年6月30日までの間、なお従前の例による。

(2) 消防機関へ通報する火災報知設備について<【内容】（5）関係>

消防機関へ通報する火災報知設備の設置義務の範囲の拡大については、既存の防火対象物における設備の技術上の基準は、平成31年3月31日までの間、なお従前の例による。

2. 消防法施行規則及び特定小規模施設における必要とされる防火安全性を有する消防の用に供する設備等に関する省令の一部を改正する省令について

【内容】

(1) スプリンクラー設備を設置することを要しない構造について

スプリンクラー設備を設置することを要しない延焼を抑制する機能を備える構造として総務省令で定める構造について、新たにスプリンクラー設備の設置対象となる避難のために患者の介助が必要な有床診療所・病院についても適用することとし、現在延べ面積1,000㎡未満の防火対象物に適用している基準を、基準面積1,000㎡未満の防火対象物に適用することとする。

(2) 特定診療科名について

スプリンクラー設備を設置することを要しない特定診療科名は、皮膚科、泌尿器科、

眼科、耳鼻いんこう科、肛門外科、乳腺外科、形成外科、美容外科、小児科、産婦人科、産科、婦人科及び産科とする。

(3) 相当程度の患者の見守り体制に係る従業者の員数
スプリンクラー設備を設置することを要しない病院の要件である従業者の員数は、勤務させる従業者の総数が病床数13床ごとに1名以上とし、そのうち宿直を除く従業者（就寝を伴わず勤務する従業者）の数が病床数60床ごとに2名以上とする。

(4) 特定施設水道連結型スプリンクラー設備の面積要件に算入しない部分について
特定施設水道連結型スプリンクラー設備の面積要件に算入しない部分は、以下の要件（①から③まで）のいずれにも該当する部分（延べ面積の1/2を上限とする。）とする。

- ① 以下のいずれかに該当する部分であること
 - (ア) 手術室、分娩室、内視鏡検査室、人工血液透析室、麻酔室、重症患者集中治療看護室その他これらに類する室
 - (イ) レントゲン室等放射線源を使用し、貯蔵し、又は廃棄する室
- ② 以下のいずれかの措置が講じられた部分であること
 - (ア) 準耐火構造の壁及び床で区画され、かつ、窓及び出入口に防火戸（随時開くことができ、かつ、耐火構造の壁及び床で区画され、かつ、窓及び出入口に不燃材料で造った戸（随時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの又は随時閉鎖することができ、かつ、煙感知器の作動と連動して閉鎖するものに限る。）を設けたもの）を設けたもの（外壁を除く。）の外周部分を有効に警戒するようスプリンクラーヘッドを設けたもの
- ③ 床面積が1,000平方メートル以上の4階以上10階以下の階に存する部分でないこと

(5) 消防機関へ通報する火災報知設備に関する基準について
避難のために患者の介助が必要な有床診療所・病院に設置される消防機関へ通報する火災報知設備については、自動火災報知設備との連動を義務付けるほか、避難のために患者の介助が必要な有床診療所・病院が消防機関からの距離が500メートル以内の場所にある場合においても消防機関へ通報する火災報知設備を設置しなければならないこととする。

また、現在延べ面積500㎡未満の社会福祉施設についてのみ、消防機関へ通報する火災報知設備の電源を蓄電池又は交流低圧屋内幹線から他の配線を分岐させずにとることを要しないこととしているが、延べ面積500㎡未満の病院、有床診療所及び有床助産所についても同様に要しないこととする。

(6) 特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令の一部改正について
消防法施行令別表第一（六）項イの細分化に伴い、必要な字句の修正を行う。

(7) その他
所要の規定の整備を行うほか、必要な経過措置を定める。

【施行期日】平成28年4月1日（（1）及び（4）のうち、「延べ面積」を「基準面積」に改める改正については平成27年3月1日）

3. 火災通報装置の基準の一部を改正する件（案）について

【内容】

(1) 自動火災報知設備と連動させる場合の基準について
火災通報装置を自動火災報知設備と連動させる場合の構造、性能等の基準として、通報中において手動起動装置が操作された場合に、手動起動装置の操作による蓄積音声情報を送出できること等を定める。

(2) 特定火災通報装置の設置基準について
現在延べ面積500㎡未満の社会福祉施設にしか設置できないこととなっている特定火災通報装置（ハンズフリー通話機能を有する火災通報装置）について、延べ面積500㎡未満の病院、有床診療所及び有床助産所にも設置することができるとする。

【施行期日】

- (1) については、平成27年4月1日
- (2) については、平成28年4月1日

消防本部連絡先一覧

No.	消防本部名	郵便番号	所在地	担当課・係	問合せ先 電話番号	担当課メールアドレス
1	宇都宮市消防本部	320-0014	宇都宮市大曾2-2-21	予防課 指導グループ	028-625-5506	u35020001@city.utsunomiya.tochigi.jp
2	足利市消防本部	326-0807	足利市大正町863	予防課 予防担当	0284-41-3199	yobou@city.ashikaga.lg.jp
3	栃木市消防本部	328-0012	栃木市平柳町1-34-5	予防課 予防係	0282-22-0072	fd-yobou@city.tochigi.lg.jp
4	佐野市消防本部	327-0844	佐野市富岡町1391	予防課 指導係	0283-23-9910	119.yobou@city.sano.lg.jp
5	鹿沼市消防本部	322-0045	鹿沼市上殿町520-1	予防課 指導係	0289-63-1155	yobouka@city.kanuma.lg.jp
6	日光市消防本部	321-2414	日光市豊田442-1	予防課 予防係	0288-21-0368	yobou-fs@city.nikko.lg.jp
7	小山市消防本部	323-0827	小山市神鳥谷1700-2	予防課 予防係	0285-39-6657	d-yobou@city.oyama.tochigi.jp
8	石橋地区消防組合 消防本部	329-0512	下野市下石橋246-1	予防課 査察係	0285-53-6166	ueno-s@119-ffd.or.jp shizuya@119-ffd.or.jp
9	大田原地区広域 消防組合消防本部	324-0052	大田原市城山2-16-1	予防課 査察指導係	0287-22-3016	yobouka@fire119-ohtawara.jp
10	芳賀地区広域行政 事務組合消防本部	321-4305	真岡市荒町107-1	予防課 指導係	0285-82-8997	fdhayoboushidou@hagakouiki.jp
11	黒磯那須消防組合 消防本部	325-0025	那須塩原市下厚崎264	消防本部 予防係	0287-62-0864	yobou@kuroisonasu-fire.jp
12	南那須地区広域行政 事務組合消防本部	321-0632	那須烏山市神長880-1	予防課 予防係	0287-83-8802	f.yobou@minaminasukouiki.jp
13	塩谷広域行政組合 消防本部	329-2145	矢板市富田94-1	予防課 予防担当	0287-44-2513	f-shioya.yobou@vanilla.ocn.ne.jp